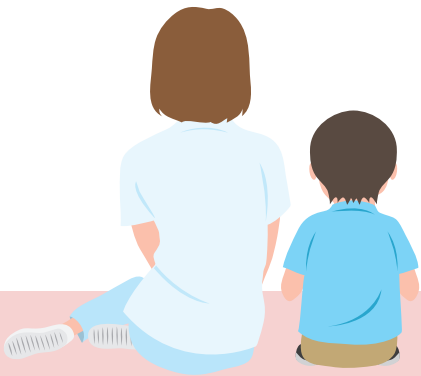


JJAOT

2023
2

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)
日本作業療法士協会誌



トピックス

第四次作業療法5ヵ年戦略(2023-2027)

公示（役員選挙と会長候補者投票について）

生涯教育制度改定2023の概要




8 APOTC.2024
th Sapporo. Japan



第 8 回 ア ジ ア 太 平 洋 作 業 療 法 学 会

互いに支えあう地域づくり —持続可能で根拠に基づいた作業療法—

会期
2024年11月6日(水)–9日(土)

会場
札幌コンベンションセンター

学会長
中村 春基
一般社団法人 日本作業療法士協会 会長

Ling-Hui Chang
アジア太平洋作業療法地域グループ 会長



- 2 追悼 名誉会員 山下治男先生
- 4 公示 (役員選挙と会長候補者投票について)

トピックス

- 6 第四次作業療法 5 カ年戦略 (2023-2027)
- 36 2022 年度第 5 回定例理事会 理事会レポート
- 37 協会の選挙にクォータ制を導入します
- 38 生涯教育制度改定 2023 の概要
- 42 会員情報登録内容の確認・更新のお願い

連載

- 43 Front line APOTC2024 ②
 - ▶ Precongress workshop と Scientific workshop 企画募集中!
- 44 MTDLP 実施・活用・推進のための情報ターミナル④
 - ▶ 養成教育における MTDLP 教育の取り組み
- 46 NEWS
- 47 事務局からのお知らせ

48 協会活動資料

- ▶ 2023 年度課題研究助成制度 助成研究決定
- 49 2022 年度第 5 回定例理事会 抄録
- 51 各部の動き

- 53 2022 年度協会主催研修会案内 / 催物・企画案内
- 54 第 28 回 3 学会合同呼吸療法認定士認定講習会および認定試験のお知らせ
- 55 日本作業療法士連盟だより
- 56 編集後記



追悼 名誉会員 山下治男先生

心よりご冥福をお祈り申し上げます。



大阪河崎リハビリテーション大学 寺山 久美子

山下治男先生の訃報は、2022年12月20日、日本作業療法士協会事務局からのメールによって知りました。ご逝去は12月17日、享年91歳。先生は特例措置により作業療法士資格を取得、免許番号は69番、本会の会員番号は103番。本会の草創期から近年に至るまで協会活動に尽力された、いわば本会にとっては「草分け」の大事なお一人であり、「信頼できる牽引役」、「頼りになるご意見番」でありました。

私が先生と最後にお目にかかったのは、2016年9月25日にハイアットリージェンシー東京で開催された「一般社団法人日本作業療法士協会設立50周年記念式典・祝賀会」にともに名誉会員として参加した折でした。その後の6年間、学会等でお目にかかることもなく、「お元気にしている」との認識でした。今回の訃報により、また一人、作業療法士のレジェンドを失ったことは真に残念無念です。山下先生への感謝を込めて、ともに作業療法の50年を歩んだ私の視点から、その業績を偲んでみたいと思います。

1. 自衛隊中央病院時代（1961～1984年）

草創期の本会には、さまざまな背景をもつ志の高い熱意ある人材が集まりましたが、先生も然りでした。昔、先生にうかがったことがあります。「自衛隊では勤務中にさまざまな資格取得を促す制度があつて、自分も特例受験試験を受け、作業療法士の免許を取得した」と。作業療法士国家試験発足当時の合格率は極めて低く、先生はたいへんな努力をされたと拝察いたしました。

「自衛隊」という組織の性格上、自衛隊中央病院を学生の臨床実習施設とすることに対して、なかなか許可が下りませんでした。願い叶ってやっと学生を送り出すことができるようになると、山下先生は学生の特性に応じた的確な指導をされたものでした。また、臨床家として特に「廃用手の復権」に注力され、根気強く工夫を凝らしつつ重度の痙性麻痺の機能回復に取り組んでこられたと、先生からうかがったことを思い出します。

2. 協会活動

草創期の本会は、会員の数は少なく、燃えるような情熱はあっても世間知らずの若者集団でしたので、「協会の基礎固め」のための対内・対外活動が山積していた状況において、年上の山下先生のもつ「大人の世間知」は貴重なものでした。ですので、先生は数々の委員会の委員・委員長を歴任されました。

本会は1970年代初頭の大学紛争の大きな影響を受け、学会・総会が大いにもめ続けました。先生は当時の学会総会準備委員会の委員や委員長として対応に苦慮されました。また、本会は1981年の国際障害者年をめたく「社団法人」の許可を得ましたが、法人化委員会の担当者としてもたいへんな努力をされました。さらに1974年、作業療法の診療報酬化がようやく実現しましたが、先生は点数化委員会の担当者としてもこの難題に苦勞して取り組まれました。

このように、山下先生は本会の基礎固めに尽力してこられました。最後に山下先生のお嬢さんが後に協会の事務局職員として御父様の志を受け継いでこられたことも付記しておきます。

山下治男先生、長年にわたる協会へのご尽力、本当にありがとうございました。

山下 治男 先生 略歴

1931年7月20日 生まれ
2022年12月17日 逝去（享年91歳）
免許番号：00069（1967年第2回作業療法士国家試験合格）
会員番号：103（1968年入会）
名誉会員：2009年～2022年

【職歴】

1961年～1984年 自衛隊中央病院
1984年～1996年 館山リハビリテーション病院
1996年～2022年 東京福祉専門学校

【協会役員歴】

1991年～2001年 日本作業療法士協会 監事

【その他の主な協会役職歴】

1968年～1969年 学会総会準備委員会 委員
1969年～1970年 定款改正小委員会 委員
1969年～1973年 学術部 部員
1970年～1971年 学会総会準備委員会 委員長

1971年～1973年 作業療法教育委員会 委員
1971年～1973年 老人ホーム対策委員会 委員
1971年～1974年 関東・東北支部 支部長
1971年～1979年 法人化委員会 委員
1973年～1974年 点数化問題委員会 委員
1975年～1983年 選挙管理委員会 委員長
1983年～1985年 作業療法士会館設立検討委員会 委員長
1987年～1989年 身体障害作業療法委員会 委員
1993年 第27回日本作業療法学会（千葉） 学会長

【表彰歴】

1986年 厚生大臣表彰
1996年 協会表彰

【都道府県作業療法士会役員・役職歴】

1991年～1994年 千葉県作業療法士会 監事
2018年～2022年 東京都作業療法士会 名誉会員



公示（役員選挙と会長候補者投票について）

2023年2月15日

正 会 員

一般社団法人日本作業療法士協会
選挙管理委員会

公 示

一般社団法人日本作業療法士協会定款（第28条）に基づき、2023年5月27日に任期満了となる役員の立候補を下記要領で募集します。任期は2023年度社員総会から2025年度社員総会までの2年間です。

なお役員は、定款（第15条、第25条）及び定款施行規則（第21条）に基づき、社員総会において選任します。また会長については、定款（第15条）及び定款施行規則（第22条）に基づき、社員総会にて選出した候補者を理事会へ意見として提出し、理事会において選定します。

記

1 改選する役職名と定数

- ・ 理事 20名以上 24名以内
- ・ 会長候補 1名

2 立候補の申請方法について

(1) 始めに立候補申請用のID/パスワードを取得します

- ①立候補希望者は、日本作業療法士協会事務局（以下、事務局）へ立候補希望について電子メールで連絡してください。連絡のあった人にのみ、立候補申請用のID/パスワードを送付しますので、必ず連絡をしてください。

立候補希望の連絡受付期間 2023年2月20日（月）0時00分～3月1日（水）正午

電子メールアドレス senkyo2023@jaot.or.jp

電子メールでの記載事項 件名「立候補希望」
本文への記載事項

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 会員番号
- ・ メールアドレス
- ・ 電話番号（確認が必要な際に連絡が取りやすいもの）

- ②メールで立候補希望の連絡があった人について事務局で会費納入状況を確認します。未納の人には事務局より電子メールで督促します。納入が確認できるまで、立候補希望の受付は保留となります。

- ③受付が完了した人には、1週間以内に事務局から受付完了メールを送信します。

- ④受付が完了した人には、3月9日（木）に立候補申請用のID/パスワードを電子メールにて送付します。

(2) 次に立候補のWeb申請をします

- ①立候補者はWeb選挙サイト（i-Vote）にて立候補申請をします。

立候補申請の期間 2023年3月10日（金）0時00分～3月23日（木）正午

- ②協会ホームページの会員ポータル内のリンクより、Web選挙サイト（i-Vote）へアクセスします。

- ③3月9日（木）に送付された立候補申請用のID/パスワードでログインします。

- ④理事に立候補する場合は、候補申請の画面で選挙名「役員選挙（理事）」を選択して申請手続きをします。

- ⑤会長候補に立候補する場合は、理事と会長候補の二つの立候補申請が必要です。「役員選挙（理事）」で理事の申請を行った後に、候補申請の画面で選挙名「会長候補者投票」を選択して申請手続きをします。
- ⑥候補者申請の画面では、項目に沿って入力します。入力された内容は、そのまま選挙公報として社員および正会員へ公表されます。入力が任意の項目についても、なるべく入力するようお願いします。

入力する項目

- ・写真【必須】… 正面、無帽、胸上までの顔写真で、6ヵ月以内に撮影したもの。本人以外の物が入りこまないよう留意してください。なお、顔写真の掲載を希望しない場合は、印字した氏名を撮影し、それを添付してください。
 - ・年齢【必須】… 数字を入力します。
 - ・所属都道府県【必須】… 該当するものを選択入力します。
 - ・所属施設（任意）… 40字以内。文字フォントは一定です。
 - ・立候補の趣旨（任意）… 700字以内。文字フォントは一定です。
 - ・略歴（任意）… 300字以内。文字フォントは一定です。
- ⑦入力した内容を確認画面で確認し、「申請」ボタンを押すことで申請が完了となります。
- ⑧申請内容は選挙管理委員会で確認した後に受理します。申請内容に不備等がある場合は、選挙管理委員会より本人に連絡をします。
- ⑨申請の受理結果については、Web選挙サイト（i-Vote）で確認することができます。
- ※申請の方法の詳細は、協会ホームページに掲載の「立候補申請マニュアル」を参照してください。

3 立候補の受理結果についての公表

選挙管理委員会において受理した立候補者については、機関誌第133号（2023年4月発行予定）および協会ホームページに掲載します。

4 投票について

- (1) 投票権があるのは社員（代議員）です。
- (2) 投票はインターネット投票で行います。社員（代議員）には、下記投票期間前に役員選挙告示と投票用ID/パスワードを送付します。
- (3) 投票期間 2023年5月9日（火）～5月19日（金）

5 選挙公報について

- (1) 社員には、候補者について示した選挙公報を送付します。また、インターネット投票画面でも閲覧ができます。
- (2) 社員以外の会員は、日本作業療法士協会ホームページで閲覧することができます。

6 選挙運動について

立候補者は役員選出規程第27条に基づいた選挙活動ができます。また、正会員は役員選出規程第28条に基づいた選挙活動ができます。

以上

●問い合わせ先 選挙管理委員会 E-mail: senkan2023jaot@gmail.com

第四次作業療法5ヵ年戦略（2023－2027）

地域共生社会5ヵ年戦略・組織力強化5ヵ年戦略

現在進行中の「第三次作業療法5ヵ年戦略（2018-2022）」は今年度末（2023年3月31日）をもって終了します。「第三次作業療法5ヵ年戦略（2018-2022）中間見直しの結果報告」が本誌第109号（2021年4月発行、pp.14-19）に掲載されています。ここでは、2020年度に実施された中間見直しの結果、各事業の進捗・達成状況や新規に追加された目標等について詳細に報告されています。最終的な総括は当5ヵ年戦略終了後に改めてご報告します。

「第三次作業療法5ヵ年戦略」が終盤を迎え、本会はすでに2021年6月から「第四次作業療法5ヵ年戦略（2023-2027）」の策定に向けて動き始めました。2021年10月の理事会で、次期中期計画の名称をこれまでの流れを踏襲して「第四次作業療法5ヵ年戦略（2023-2027）」とし、スローガンを「人々の活動・参加を支援し、地域共生社会の構築に寄与する作業療法」とする基本的な枠組みと地域共生社会への焦点化を決定しました。このスローガンが意図することは、「作業療法士が地域のさまざまな場（医療・介護・福祉・保健・教育・労働・司法等の領域）において、地域に根ざしながら、専門職間のつながりはもとより、そこでもともに暮らしている健康な人・障害のある人を含む老若男女すべての人を対象に（または協働して）、作業（生活行為）に焦点を当てた支援や調整によって、人と人のつながり、人と社会のつながりを創り出し、人々の健康と幸福を促進する」ということであり、これを最上位目的と位置付けました。

その後の理事会、常務理事会で審議を繰り返し、2022年度第2回臨時理事会（2022年8月29日開催）で大筋の承認が得られました。その後、5ヵ年の工程表と評価指標を完成できたのは2022年度第5回定例理事会（2022年12月17日開催）。おおよそ1年半かけて完成に至りました。

第1章 これまでの協会活動計画について

I. 長期活動計画

協会が一定の期間を設けて、その期間内で達成する活動の指針と実践の計画を最初に策定したのは1985年の「第一次長期活動計画」ⁱであった。長期計画の期間は概ね10年間とされて、1991年度から2000年度までの計画として「第二次長期活動計画」ⁱⁱ、2001年度から2010年度までの計画として「第三次長期活動計画」ⁱⁱⁱが策定されてきた。しかしながら、2006年度に「第三次長期活動計画」の見直しを行った際、高齢社会への対応をめぐって目まぐるしく変化するわが国の医療制度、介護保険制度、障害者関連制度に迅速に対応するためには、その期間を長期（10年間）ではなく中期（5年間）として実施することが必要であるとの理事会判断が示され、2008年に中期計画である「作業療法5ヵ年戦略（2008-2012）」が策定されることとなった。

II. 作業療法5ヵ年戦略（2008-2012）

2008年6月に中期計画である「作業療法5ヵ年戦略（2008-2012）」が公表された。掲げられた重点的スローガンは、「地域生活移行支援の推進～作業療法5・5計画～」であり、入院医療を中心とした医療の領域に5

割、保健・福祉・教育等の領域を含めた身近な地域生活の場に5割の作業療法士配置を目標として、144項目の具体的行動目標が設定された。この計画の最終年度である2012年7月21日、第4回理事会で「作業療法5ヵ年戦略（2008-2012）」の達成状況を点検したうえで、次の5年間においても「作業療法5ヵ年戦略（2008-2012）」の考え方を踏襲し、新たな中期計画の名称を「第二次作業療法5ヵ年戦略（2013-2017）」として策定することとなった（<http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2018/04/5year-strategy1.pdf>）。

III. 第二次作業療法5ヵ年戦略（2013-2017）

この計画では国が示した2025年「地域包括ケアシステム」の体制づくりに対応するために、「地域生活移行・地域生活継続支援の推進～作業療法5・5計画～」を重点的スローガンとして86項目の具体的行動目標が設定された。そのなかの重点事項として保健・医療・介護の領域で「地域包括ケアにおける作業療法の役割強化」、教育・障害福祉の領域では「教育・障害領域における地域生活移行・地域生活継続支援」を位置付けた。（<http://www.jaot.or.jp/wp-content/>

uploads/2014/10/2nd-5year-strategy.pdf)。

IV. 第三次作業療法 5 ヶ年戦略 (2018-2022)

重点的スローガンは「地域包括ケアシステムへの寄与～作業療法 5・5 計画～」^{iv}である。作業療法を取り巻く地域実情はさまざまな課題に直面している。直接には少子高齢化の顕在であるが、それぞれの「まち」の姿そのものを大きく変容させていくものとなっている。そのために、高齢者対応から始まった「地域包括ケアシステム」の構築は、その地域の子どもから高齢者までのすべての住民を対象とする仕組みの構築である。医療専門職である作業療法士もそれぞれの地域が抱える課題を把握し、それぞれの地域の医療・介護・保健・福祉・教育の場でどのような貢献ができるか、その貢献を目指したものが「第三次作業療法 5 ヶ年戦略 (2018-2022)」である。本計画 53 項目の具体的行動目標の内容を自らが立っている地域の実情を通して読み込み、作業療法士一人ひとりの実践の指針として位置付けた。

第 2 章 第四次作業療法 5 ヶ年戦略 (2023-2027)

第四次 5 ヶ年戦略は「地域共生社会 5 ヶ年戦略」と「組織力強化 5 ヶ年戦略」から成る。その概略を以下に示す。

第三次作業療法 5 ヶ年戦略が 2022 年度に最終年を迎えるに当たり、これを総括するとともに次の計画を立案・策定することが 2021 年度の大きな課題の一つとなった。2023 年 4 月から次期中期計画を遅滞なく始動させるため、かつその中期計画初年度 (2023 年度) の重点活動項目を決定し、それに基づく事業計画や予算案を検討・作成するためには、2022 年度早々には第四次作業療法 5 ヶ年戦略が (少なくとも大筋において) 策定できている必要があった。そこで理事会は 2021 年 6 月から次期中期計画の策定に向けて動き出し、まずは第三次作業療法 5 ヶ年戦略 (2018-2022) の達成見込みを確認した。次期計画の策定に当たっては、事業内容だけでなく、中期計画の名称や基本構造、内容構成の仕方、工程表の形式等についても改めて議論の俎上に載せて検討を行った。中期計画の内容構成に関しては、過去 3 つの 5 ヶ年戦略では、重点事項に直接関連しなくても今後 5 年間で実施すべき事業項目をすべて盛り込んでいたため、結果として項目数が多岐にわたり (第一次: 144 項目、第二次: 86 項目、第三次: 55 項目)、総花的となり、本会が重点的に実施しようとする事項が見えにくくなっていた。そのため第四次作業療法 5 ヶ年戦略は重点事項に絞り込んだ目標のみで構成することとなった。ここで、5 ヶ年戦略に含まれないからといってほかの事業が重要でないわけではないことも確認された。

理事会が第一に掲げたテーマは「地域共生社会への寄与」である。これは第三次作業療法 5 ヶ年戦略の路線を継承するものであり、本会が今後とも重点的に取り組み続けていく必要のある最重要課題の一つである。理

事会・常務理事会での検討を重ね、2021 年度第 5 回定例理事会 (2021 年 10 月 16 日) で、次期中期計画の名称を、これまでの流れを踏襲して「第四次作業療法 5 ヶ年戦略 (2023-2027)」とし、スローガンを「人々の活動・参加を支援し、地域共生社会の構築に寄与する作業療法」とすること。そして中期計画の重点事項 (後の整理により「上位目的」と名称変更) を、「①それぞれの地域ですべての人の活動・参加を支援する作業療法」、「②人々の活動・参加を支援できる作業療法士の育成の強化と教育システムの整備」とすることが承認された。

中期計画の検討を進めていくなかで、別の視点から焦点化し強調すべき課題が明確になってきた。それが組織力の強化という課題である。都道府県作業療法士会との関係においては、協会と全士会との結束をさらに強めるための協議会の設立、協会と士会の構成員を一致させる「協会員=士会員」の実現、協会・士会・学校養成施設を結ぶ教育コンソーシアムの構想等があり、国際的な視野においては世界作業療法士連盟 (WFOT)、アジア太平洋地域作業療法グループ (APOTRG) への積極的な参画と関係強化がある。日本作業療法士協会を構成する会員という観点で見れば、組織率の向上、女性会員の参画促進が喫緊の重要課題である。さらに法人組織としては、法人ガバナンスの強化、事務局を中心とした協会組織体制の整備・拡大が重要事項として検討されてきた経緯がある。

このように、一方で地域共生社会の構築という日本全体の大きな課題に作業療法士として貢献していくという重要な使命があり、他方ではそのような貢献を実現するためにも作業療法士の職能団体として自らを強化していく必要性が強く意識されたことから、第四次作業療法 5 ヶ年戦略は「地域共生社会 5 ヶ年戦略」と「組織力強化 5 ヶ年戦略」という 2 つの大きな柱を立てて推進していくこととなった。これが今回の中期計画の 2 つ目の大きな特徴である。

次ページより各 5 ヶ年戦略の解説を示す。

【脚注】

- i 1985 (S60) 年 5 月 30 日「日本作業療法士協会の長期活動計画について (答申) 長期展望委員会 (作業療法 4 巻 3 号. 61-74, 1985.)
- ii 1992 (H4) 年 3 月 21 日「第二次長期活動計画について (答申) 企画調整委員会 (作業療法 11 巻 2 号. 202-221, 1992.)
- iii 2001 (H13) 年 3 月 31 日「第三次長期活動計画について (答申) 企画調整委員会 (作業療法 20 巻 3 号. 298-309, 2001.)
- iv <https://www.jaot.or.jp/files/page/wp-content/uploads/2019/01/3rd-5years-strategy.pdf>

地域共生社会 5 ヶ年戦略 解説

【スローガン】

人々の活動・参加を支援し、地域共生社会の構築に寄与する作業療法

【最上位目的】

作業療法士が地域のさまざまな場（医療・介護・福祉・保健・教育・労働・司法等の領域）において、地域に根ざしながら、専門職間のつながりはもとより、そこで共に暮らしている健康な人・障害のある人を含む老若男女すべての人を対象に（または協働して）、作業（生活行為）に焦点を当てた支援や調整によって、人と人のつながり、人と社会のつながりを創り出し、人々の健康と幸福を促進する。

地域共生社会 5 ヶ年戦略は、2008 年より策定してきた協会の中期計画であり、第一次作業療法 5 ヶ年戦略（以下、第一次）では地域生活移行支援、第二次作業療法 5 ヶ年戦略（以下第二次）では地域生活移行・地域生活継続支援、第三次作業療法 5 ヶ年戦略（以下、第三次）では地域包括ケアシステムへの寄与をスローガンとしてきた。第四次作業療法 5 ヶ年戦略の一つの大きな柱である「地域共生社会 5 ヶ年戦略」はその延長線上にあり、かつ 2018 年 5 月に承認された「作業療法の定義」で表現された作業療法を体現するための目標でもある。新しい定義で示された作業療法の中心概念は、病気や障害のある人のみならず、健康と幸福のために必要な作業へのかかわりが難しい、あるいは難しくなることが予測される地域住民と協働し、あるいは支援することで住民誰でもが暮らしやすい地域づくりに貢献することである。

COVID-19 の感染爆発やウクライナ戦争等の社会情勢の変化により、人々の健康と幸福はさまざまな要因の相互作用によって脅かされている。最上位目的は、作業に焦点を当て、個人の特性やその人が暮らす地域の物理的・文化的環境を理解した個別支援を端緒に、専門職間での協働と作業を通じた住民同士のつながりをも創

出して地域共生社会の構築に寄与する作業療法を推進することを掲げている。

地域共生社会 5 ヶ年戦略は、第三次で実行してきたさまざまな事業を継続・発展させるとともに、健康的な生活に必要な日々の作業に困難が生じている、またはそれが予測される地域住民を広く対象として、作業療法士が配置されているそれぞれの地域の事情に応じて地域共生社会を構築することに貢献する作業療法を実現する上位目的1と、それを可能とする作業療法士の養成教育および卒業後教育にかかわる上位目的2から構成されている。以下にこれら2つ上位目的に対応する中位目的、下位目的、および具体的取り組みについて解説する。

【上位目的1】

それぞれの地域ですべての人の活動・参加を支援する作業療法

上位目的は中位目的1~3で構成されている。中位目的1は地域共生社会の構築に貢献するため、さまざまな背景をもつ作業療法対象者に向けた具体的取り組みを示したものである。社会情勢の変化により、人々の暮らしは障害や疾病のみならず経済的困難、住まいや家族間の問題、ジェンダー等、複数の要因が互いに影響して困難を生じている。作業療法の視点でこれらの社会的課題に直面している住民支援にどう取り組めるのか、その可能性を探ることも目標の一つである。中位目的2は地域づくりに作業療法の視点で貢献する取り組み、いわゆる「地域を作業療法する」ことにかかわる、目標と本会の取り組みを全国の各地域で実現するための本会の体制および協会と都道府県士会の連携体制強化にかかわる取り組みを示している。中位目的3は、環境整備と就労支援にかかわる目標を挙げている。いずれも作業療法の伝統的な役割の主要な構成要素である。3つの中位目的全体として、それぞれの地域で住民のニーズに応じた活動・参加を支援して地域づくりに貢献する作業療法の実現を目指す。

中位目的 1 暮らしに困難を抱える人々の活動・参加を支援

下位目的 1) 疾病・障害にかかわらず「暮らしに困難を抱える人々」への作業療法支援の実践を拡大

- 1 認知症者の地域での暮らしを支援するため作業（生活行為）に焦点を当てた作業療法のあり方と効果を明示
- 2 精神障害者の作業（生活行為）の支援として、社会参加に向けた取り組みを推進（引きこもりへの取り組みを含める）
- 3 移動が困難な地域住民に対する運転を含めた作業療法支援モデル確立とその普及
- 4 司法領域における作業療法実践を拡大（矯正施設・更生保護領域の作業療法）
- 5 変化・進展する社会に対応し、LGBTQ+、外国人住民、子育て支援をはじめとした暮らしに困難を抱える住民支援を作業療法の観点で検討
- 6 地域で生活する生活行為に支障のある人々への活動と参加を支援するMTDLPを活用したモデルの提示と取り組み推進

下位目的 2) 医療から地域生活の定着に向けて、制度間の移行と連携を的確に支援

- 1 医療から介護保険・障害福祉制度・その他地域資源を利用した地域（在宅）移行支援のモデル提示と普及
- 2 医療機関から「短期集中サービス」利用への連携を推進

下位目的 1)：作業療法の典型的な対象者に加え、第三次から取り組んできた、高齢者や障害者等、地域住民の移動支援、司法領域の対象者への作業療法実践の拡大、さまざまな背景により日々の作業が困難な住民への作業療法アプローチの効果を検証し、実践領域の拡大を図る目標が含まれる。

1：認知症者への取り組みとして第三次では、特設委員会「認知症の人の生活支援推進委員会」（2018～2020）を設置して、作業療法の効果を提示するとともに「認知症作業療法評価の手引き」（2019）を作成し、同委員会の活動を継承した制度対策部認知症班は「認知症アセスメントシート ver.4」（2020）を考案した。この活動を継続発展させ、認知症者の地域生活を支える効果的な訪問リハビリテーションにおける作業療法を全国各地で実践できるよう取り組む。

2：第三次では外部有識者も含めた「精神障害にも対応する地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方検討委員会」（2019）報告書ⁱを基に、意見交換会や研修会を実施し、本人が望む生活を明らかにして応用的生活能力や社会的適応能力の回復、環境への働きかけを含む地域資源の活用、他職種をはじめとした支援者との協働を主導・参加する作業療法を会員に普及するよう努めてきた。研修会を継続して会員への啓発を進め、各地で他機関とも連携しながら、病期や入院期間にも配慮した社会参加を支援する作業療法実践を拡大する。引きこもりには精神疾患や発達障害との関連が指摘されているものの、作業療法士のかかわりは先進的な事例が報告され始めたところであるⁱⁱ。医療の枠組みで取り組むことは困難な対象でもあり、地域他職種・団体との協働の輪に作業療法士が積極的に参加する必要がある。

3：地域での移動支援に関して第三次では、日常生活支援総合事業への参画促進の一環として他団体とも連携しながら高齢者や高次脳機能障害者への適切な運転支援を進めてきた。2016年度に設置された運転と作業療法特設委員会の活動により、運転を支援する作業療法士の役割が明示され、重点課題研修による会員への知識・技能の普及、一般への啓発がなされてきた。今後は地域振興部において、地域における移動の支援が作業療法士の専門性の一つとして確立するように研修会の開催や教育資料の充実、専門作業療法士の教育課程等の整備を図る。

4：2005年に施行された医療観察法は、作業療法が司法精神領域にかかわる根拠となり、第52回日本作業療法学会では法務省矯正局の大橋哲大臣官房審議官により、「刑事司法領域における作業療法の期待される役

割」と題した基調講演が行われる等、本会と法務省との連携も推進されているⁱⁱⁱ、^{iv}。矯正施設における医療、高齢や障害を有する被収容者に対する心身機能の維持向上、生活行為の自立促進において作業療法の必要性が認められているところである。このような矯正施設での実践を拡大し、保護観察者の社会適応を支援する更生保護領域での作業療法士の活用を推進する。

5：第四次で新規に上げる取り組みである。会員の作業療法実践事例を収集する等して、疾病や障害に起因しない生活のしづらさがある人々に対して作業療法の視点で取り組むことの効果を検証し、作業療法実践拡大の可能性を探る。

6：生活行為向上マネジメント (MTDLP) は、2008年度厚生労働省老人保健健康増進等事業を基盤に開発された。対象者のしたい生活行為に焦点化した作業療法を作業療法の対象者や関連職種に分かりやすく伝えるものであると同時に、作業療法士の思考過程を可視化して新卒者でも適切な作業療法が提供できるツールとして活用されてきた。

生活期の高齢者を起点に多くの病期、臨床実践の場で応用されており、第三次では予防事業での実践事例の収集と臨床教育への応用が進められ、47都道府県士会と協力して普及が図られている。第四次ではMTDLPをさらに多様な疾患、障害、領域に拡大・活用する。

他方、厚生労働省社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会生活機能分類普及推進検討ワーキンググループにおいて、国際疾病分類11版 (ICD-11) V章-健康にかかわる生活機能の定量化に向けた章-の用語の翻訳や採点方法の検討がなされた。国を挙げて医療・福祉の分野における国際的な共通言語である国際生活機能分類 (ICF) 活用と量的な生活機能評価への活用が進められつつあり^v、作業療法の成果もこれらの共通用語と評価指標で示す必要がある。

下位目的2)：会員の70%を占める病院・診療所で働く作業療法士全員が、医療から介護保険・障害福祉領域等の制度間の移行、地域生活への移行を円滑に進める支援ができることを目指す。

1：医療機関の作業療法士による復職支援、および適

切な地域生活への移行を推進する取り組みである。復職支援では事例集積で現状を把握し、医療機関で就労を支援しやすい環境の整備と医療-就労支援機関の連携を促進する制度改定を目指す。地域生活移行では、短期集中サービス実践事例集や「医療から地域生活への移行」マニュアルを作成して臨床での活用を促す。特に要支援者や介護認定非該当等、介護給付対象外の人を介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)^{vi}、^{vii}につなぐ実践が全国の市町村で可能になる仕組みを構築する。このことは中位目的2、下位目的1)に挙げる自治体担当作業療法士の仕組みと連動して実現する。なお、医療機関の作業療法士が介護保険・障害福祉サービスをよく理解し、その医療機関の所在する地域の保健・福祉等の事業所そのほか支援団体、身近なサービスとの連携・協力ができる体制をつくることで、医療機関の作業療法士も地域に根ざしたりハブ機能の一翼を担うこととなる。これと関連して上位目的2の卒後教育においては、地域での他分野の事業所と顔の見える関係が築けるような卒後の臨床教育の仕組みの導入を掲げている。

2：短期集中予防サービスは総合事業のなかの介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられ、訪問型サービスCと通所型サービスCからなる^{viii}。いずれも3~6カ月の短期間利用とされているが、作業療法士等の保健・医療の専門職が配置されることが条件である。これらのサービスに作業療法士の配置が進み、医療機関との連携や地域包括支援センターとの協働ができれば、サービス対象者を住民主体の多様な活動や一般介護予防事業につないだり、可能な対象者は介護予防サービスの担い手として地域の役割を担う人材として育成する等、医療機関から地域生活への移行をより円滑に進めることが可能となる。

中位目的2 人と人とのつながりや人と社会とのつながりを作り出す作業療法 (士) の推進

下位目的1) 地域での包括的支援、参加支援、地域づくり支援への作業療法士の参画を促進するための協会-士会協働体制等の強化

- 1 自治体担当作業療法士の配置と活用により地域支援への参画を拡大
- 2 地域づくり支援に参画するための「士会推進のマネジメント手法」の検証と実施士会の拡大
- 3 公的制度の隙間（ニッチ）および制度の枠を超えて地域住民の力を引き出し、人々の活動・参加を推進する作業療法士を支援
- 4 「重層的支援体制整備事業」に作業療法士が参画するための事業参画マニュアル作成と参画促進

下位目的 2) 作業を活用して地域住民の交流や社会参加を促進する作業療法実践の促進

- 1 フレイル（虚弱）高齢者・その前段階など高齢住民の活動参加促進により健康増進に寄与
- 2 スポーツを通じた地域住民の交流や社会参加を促進する作業療法支援の事例を蓄積
- 3 作業療法の視点を生かした地域づくりモデル事業で効果を明示
- 4 複合災害を想定した地域における作業のモデルの提示

下位目的1)：上位目的1を達成するための本会の取り組みと協会 - 都道府県士会の連携・協働の仕組みづくりにかかる目標である。

1:自治体事業への作業療法士の参画を加速するため、市町村担当の作業療法士（仮称:市町村担当マネジャー）を置く仕組みを構築する。市町村担当者配置事業委員会を設置して、2027年度までに配置率80%を目指す。このために都道府県士会をブロック化し、近隣の士会同士が情報交換して連携・協力する仕組みをつくる。

2:自治体との協力・連携がうまく機能している都道府県士会をモデルとして、その手法や仕組みを検討し、他の士会にも拡大する取り組みである。自治体事業への参画促進には、技能を備えた作業療法士の積極的参加が欠かせない。このため、上位目的2の教育にかかわる目標および組織力強化5ヵ年戦略の会員ニーズ調査とも連

動し、地域の事業に参加する作業療法士の大幅な増加も目指す。

3:生活のなかで直面する困難や人々の感じる生きづらさは複雑化、多様化し、複数の問題の重複から生じていることも少なくない。既存の医療・保健・福祉制度や政策の枠組みを超えて、あるいは複数の制度や政策間を連携・調整する等、人々の生活の困難に取り組んでいる作業療法士の活動を支援する制度により、地域共生社会5ヵ年戦略の目的達成を加速させる。課題研究助成制度や海外研修助成制度に準じ、先進的な作業療法士の実践を協会事業として委託・支援する制度を設ける。

4:2020年4月に成立した改正社会福祉法では、市町村において①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制を整備することとなった^{ix}。この事業へ作業療法士の参加を促すため、実態把握やマニュアル等の教育資料を作成し、市町村担当作業療法士、ブロック制度など先に述べた都道府県士会との連携の仕組みを通して普及する。

下位目的2)：作業を活用した参加促進、人と人との交流により住民の健康と福祉、地域づくりに作業療法士が貢献することを目指す。

1:活動・参加に焦点化した働きかけが、地域在住の高齢者への健康や福祉に貢献できることが示されている^x。2019年に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」^{xi}では、レセプト情報・特定健診等情報データベースと介護保険総合データベースの連結・解析によって住民の健康状態を把握し、市町村が高齢者の保健事業（健康保険事業）と地域支援事業（介護保険事業）を一体的に実施することとなった^{xii}。第三次における地域包括ケアシステム推進委員会の取り組みを基盤に、地域在住高齢者の保健と介護予防への作業療法士の取り組みをさらに拡大する。

2:第三次では東京オリンピック・パラリンピック2020を機に、障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会を設置して障害者スポーツ団体との提携・交流、作業

療法士への障害者スポーツ普及に取り組んだ。今後はスポーツを人々にとって価値ある作業の一つであり、障害の有無にかかわらず住民同士の交流を促進する媒体としてとらえ、(公財)日本パラスポーツ協会公認「障がい者スポーツ指導員養成講習会」^{xiii}を開催して作業療法士の指導員資格取得者を増やし、各地でスポーツによる住民の交流を促進する。

3:「地域づくりに資するOT参画モデル事業委員会」を設置し、これまで述べてきた「重層的支援体制整備」事業、「保健事業と介護予防の一体的実施」事業、次項の災害対策をはじめとした広く住民の健康と福祉の開発・維持に貢献する作業療法のモデル事業を公募・選定・実施し、その成果を普及する。

4:第三次では東日本大震災(2011年)、熊本地震(2016年)、平成28年台風10号(2016年)における本会および作業療法士の災害支援活動を「復興のあゆみ」^{xiv}にまとめた。災害リハビリテーションのフェーズとしては応急修復期以降、避難所生活の環境調整や住民の健康を支える作業療法の役割が明示されている。災害支援に当たっては(一社)日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)^{xv}の一員として役割を果たす体制は整っているが、2019年からのCOVID-19の世界的な感染爆発から、災害対策として自然災害との複合災害に備えることが喫緊の課題である。災害作業療法の教育プログラムの整備や都道府県単位の「地域JRAT」による、他職種や自治体との連携協力をさらに深化させる必要がある。

中位目的3 地域環境の調整やICT活用により人々の活動参加を支援し、就労ニーズのある人々の就労移行支援と定着に貢献

下位目的1) 人々の健康を守り暮らしを豊かにするICT等の活用を推進

- 1 生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごとに整備し、障害者や高齢者の活動・参加を支援
- 2 高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進

下位目的2) 就労支援における作業療法の支援

モデルの構築と実践の促進

- 1 企業の従業員のメンタルヘルスへの予防的介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示
- 2 害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大
- 3 高齢者の就労継続支援や高年齢労働者の安全と健康に貢献

下位目的1): 作業療法士による生活環境整備にかかる目標である。

1: 2022年3月現在、福祉用具相談支援システムは39士会、生活行為工夫情報事業は26士会が参画している。福祉用具相談支援システムは2009年に運用開始となった、本会会員のための福祉用具に関する相談システムであり、メールで福祉用具に関する情報の問い合わせや選定の相談ができる。利用には所属士会としての参加が必要であり、協会-士会の連携によりさらに適切な場合は身近な地域で相談できる効率的な運用に進展させることを目指している。生活行為工夫情報事業は、高齢者や障害者をはじめ生活行為に不自由さを感じているすべての住民が、自らの能力を発揮し自分らしい生活を継続することができるよう、当事者や関係者に対して情報を提供するとともに、身近な地域で作業療法士による相談が受けられる体制をつくるための基盤づくりを目的としている^{xvi}。

2: 本会では作業療法士のIT機器活用を促進するため、「あいていたいむ」^{xvii}ホームページを開設し、IT機器に関する会員からの相談に対応し、IT機器のレンタル事業を行ってきた。IT機器レンタル事業では、意思伝達装置や各種スイッチ・コントローラを貸し出しており、企業の有償レンタル料を協会で補助する場合もある。利用には説明会への参加が必要である。2009年~2010年に6士会でモデル事業を実施し、その後21士会で説明会を開催した。今後5年間ではブロック単位で説明会を開催し、全士会員の参加を目指す。

高齢者や重度障害者のICT活用に関しては、2007年の総務省委託調査^{xviii}でコミュニケーションや活動の広がり、居場所や役割の提供、刺激や楽しみの増加等、

健康への効果が挙げられ、技術開発と支援者の養成、社会の意識や制度改革の必要が提言された。2022年の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月閣議決定）^{xix}では、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」としている。作業療法士には高齢者・障害者のICTへのアクセスを助けて健康の維持・増進やより豊かな活動・参加の実現を保障する役割を果たすことが求められている。

下位目的2)：就労支援にかかわる作業療法の目標である。

1：うつ病等の精神疾患で休職している人々の復職（リワーク）支援として、作業療法士は医療におけるリハビリテーションチームの専門職として貢献してきているところであるが、産業医等と連携した企業内の復職プログラムにもかかわれるように事例収集や関連学会との連携を進める。メンタルヘルスを端緒として、医学的知識を背景とした作業分析の専門性を基に、健康で安心して働ける職場づくりを実現する産業保健の分野への作業療法の拡大も考えられる。

2：第三次では、障害福祉領域における作業療法の好事例集積^{xx}と就労支援フォーラムの協働団体としての参加、障害福祉サービス等報酬改定への要望活動を通して、作業療法士による就労支援の実績と支援モデルを提示してきた。今後、学校から就労への移行も含めた障害福祉領域の就労支援における作業療法の実績を示し、他職種とも連携しながら職場環境や仕事内容に応じて当事者および職場の人々と協働し物理的環境調整に携わる作業療法士の増加を目指す。

3：人口減少と高齢化、人生100年時代を迎えている現在、就業者の確保と高齢者の所得保障、および地域における多様な活動・参加の場の確保として、高齢者の就労継続を可能にし健康増進につながる働き方に対して、作業療法士が支援するモデル資料を作成する。下位項目2) -1における産業保健の領域への作業療法の拡大も視野に入れた試みでもある。

【上位目的2】

人々の活動・参加を支援できる作業療法士の育成の強化と教育システムの整備

本会は、国民に対して最良の作業療法を提供できるように作業療法士を育成していく使命がある。変化する社会のニーズに対応できる次世代の作業療法士の育成は喫緊の課題である。その課題解決に対応した新しい生涯学修制度は、卒後5年目までの作業療法士に焦点を当て、計画的にボトムアップできる制度であり、既存の生涯教育制度の研修システムを再構築したものである。養成教育から作業療法士免許取得後も継続的に学修できるシステムであり、会員が意欲的に研鑽できる場を提供することは本会の重要な役割となる。この学修制度は、作業療法士の多様な働き方にも対応して学修できる機会を提供するものでもある。

また、新たな構想として地域特性を活かした教育コンソーシアムの創設と推進がある。これは、作業療法士学校養成施設と都道府県作業療法士会と臨床提供施設等が一致協力し、養成教育から生涯教育へつなぎ、一貫した教育の提供と次世代の作業療法士の人材育成を担保するうえで重要な役割を果たすことが期待されている。今後、関係機関と連携し、十分な議論を重ね、実行・持続可能なものにしていくために計画的に推進していく必要がある。

中位目的1) 人が地域で生きるための支援ができる作業療法士教育の強化

下位目的 (1) 地域のさまざまな場で活躍できる作業療法士養成教育の強化

- 1 指定規則の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に伴う対応強化
- 2 地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進
- 3 養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及

地域で作業療法士が活躍できる作業療法養成カリキュラムの内容を検討し、2025年の理学療法士作業療法

士学校養成施設指定規則改正の際に対応できるよう準備を整えるとともに、検討したカリキュラムを各学校養成施設に普及させていく必要がある。さらに本会の進めてきた生活行為向上マネジメントに関する教育も整備を進め、地域で活躍できる作業療法士育成に力を入れる。

下位目的 (2) 地域のさまざまな場で活躍できる
作業療法士の臨床力の強化

- 1 新しい生涯学修制度の構築と運用および普及のための方策を検討
- 2 新しい生涯学修制度に対応したコンテンツ作成と提供
- 3 オンライン研修やオンデマンド研修など多様な学びの場の提供と普及のための方策を検討
- 4 生活行為向上マネジメントの臨床での活用促進
- 5 上位目的1に関わる事業によって確立したモデルや知識・技術等の普及に関わる研修会を企画・運営

これまでの認定作業療法士制度や専門作業療法士制度を活かしながら、さらに地域で活躍できる作業療法士育成を視野に入れた新しい生涯学修制度を構築運用し、定着させていくことが重要となる。そのためには、オンラインやオンデマンド等研修のあり方、運営方法等についても検討し、会員にとって学びやすい環境を整えていく必要がある。都道府県作業療法士会との連携をさらに強め、会員のニーズに応えうる研修会運営を行い、地域で活躍できる作業療法士の育成に努めていく。

中位目的2) 作業療法士の臨床・教育・研究をつなぐための連携システムの拡充

下位目的 (1) 教育コンソーシアムの設立に向けた取り組みを強化

- 1 学校養成施設、都道府県士会、臨床施設の連携のあり方を調査・検討し体制を整備
- 2 教育コンソーシアムを活用したモデル事業の実施

各都道府県士会と学校養成施設で組織する教育連絡調整会議を設立し、作業療法士学校養成施設連絡会と連携した教育コンソーシアムのあり方を検討する。さらに改訂作業療法士教育モデル・コア・カリキュラム作成のための学校養成施設連絡会との連携のあり方、新しい生涯学修制度に伴う学校養成施設、都道府県作業療法士会、臨床施設の連携を検討し、運用する。さらに教育コンソーシアムのモデルの構築およびモデル事業の検討を行い研究にもつなげていく。

下位目的 (2) 地域で活躍できる作業療法士を育成するための研修システムの確立

- 1 臨床施設での新しい生涯学修制度（OJT等）の取り組み推進に向けた課題整理と検討
- 2 都道府県士会、臨床施設、学校養成施設の連携を基盤にした研修システムの課題を整理し運用を強化

地域で活躍できる作業療法士を育成するために、臨床施設の役割は大きい。臨床施設での研修のあり方としてOJTは有効と言われている。OJT等を利用した研修システムを推進するための課題を整理し、検討する。都道府県士会、臨床施設、学校養成施設との連携の下に新しい生涯学修制度の研修システムの運用に伴う課題を検討し、新しい生涯学修制度を周知浸透させていくことが、地域で活躍できる作業療法士を育成することにつながるという認識で事業を進めていく。

組織力強化 5 ヶ年戦略 解説

【スローガン】

集え、立ち上がり、進め、チームOT! ~あらゆる垣根を超えた全世代型の組織を目指して~

【最上位目的】

すべての国民に対して、作業療法の最良の質と量を提供できる体制の整備をさらに促進する。協会の執行体制と事務局の構造改革、都道府県士会や養成校等との緊密な連携を通して、一体感をもった専門職集団の全世代型連帯を創る

【上位目的 1】

協会・都道府県士会・学校養成施設等の相互の連帯を強化

中位目的 1) 日本作業療法士協会及び都道府県作業療法士会 48 団体連携協議会(よんぱち)の創立と運営

下位目的 (1) 会長会議の準備を行う幹事会の機能の安定化

1 安定した幹事会機能の構築

これまで本会の組織として、本会与都道府県作業療法士会とを結ぶ基幹的な役割を果たしてきた 47 都道府県委員会の機能が、2023 年度に創設される「日本作業療法士協会及び都道府県作業療法士会 48 団体連携協議会(よんぱち)」へ移行する。その会議の準備を行う幹事会機能の安定化を図る。

取り扱う案件が多岐にわたる会議になるため、それらの内容・目的を「情報共有・情報提供」「意見交換」と分類・整理、案件を担当する協会内の部・委員会と会議当日の打ち合わせ、案件の内容によってはワーキンググループを設ける等、幹事会での準備機能が非常に重要である。その機能が安定することで、年に数回の会議ではあるが、課題が放置されることなく、協会と士会が連絡提携を緊密にして、協会と士会の円滑な運営と進

展を図ることが可能となる。

中位目的 2) 協会員=士会員のシステム本格化と安定

下位目的 (1) 「協会員=士会員」実現のための運用制度とシステムの整備

1 新士会システムの構築と安定的な運用

士会と協会が一枚岩となって堅固な協力関係を築き、将来に向けて着実な歩みを進めていくための基盤整備として「協会員=士会員」を位置付けている。士会、協会それぞれの定款に挙げられている通り、国民・都道府県民の健康と福祉の向上に資するためにも、より強固に両組織が協調して活動することによって、作業療法士を諸制度に位置付け、地域事業への参画を推進し、地位向上を目指していく。

これを実現するためには、協会と各士会がそれぞれ法人としての独立性を堅持しつつ、わが国における作業療法士の専門職団体として構成員を等しくするグループ関係を築くことが重要であり、これを原理的に実現するためのさまざまな運用制度(会員の入退会・異動等の管理や会費徴収の方法等)を検討し、合意しなければならない。また、その合意された運用制度を、協会は新たな士会システムに反映させるかたちで改修・構築し、制度の安定的な運用開始に取り組んでいく。

中位目的 3) 生涯教育の充実化に向けた制度の再構築

下位目的 (1) 新しい生涯学修制度の整備

1 新しい生涯学修制度の推進と生涯教育の運用を強化

下位目的 (2) 教育コンソーシアムの創立と推進

1 教育コンソーシアムの実現に向け関連する機関と連携し推進に向けた調整とモデル事業の実施

国民に対し最良の作業療法を提供できるように質と量を担保し、社会のニーズに対応できる次世代の作業療法士を育成することが急務である。新しい生涯学習制度は、卒後5年目までの作業療法士に焦点を当てており、既存の生涯教育制度を活かした研修システムを再構築したものになる。作業療法士が意欲的に研鑽できる場の提供としても重要で、多様な働き方にも対応できるよう提供機会を拡充し、魅力ある協会活動の一助にもなるように取り組んでいる。また、地域特性を活かした、教育コンソーシアムの創設と推進は、学校養成施設と都道府県士会と臨床提供施設等が一致協力し、養成教育から生涯教育へつなぎ、一貫した教育の提供と次世代の作業療法士の人材育成を担保するうえで重要である。今後、関係機関と連携し十分な議論を重ね実行・持続可能なものにしていく必要がある。

中位目的 4) 作業療法士を目指す人の増加

下位目的 (1) 協会・都道府県士会・学校養成施設との連携を構築

- 1 都道府県士会広報部・学校養成校施設委員会との連携

下位目的 (2) 広報媒体の拡充 (小・中学生向け含む)

- 1 広報媒体の拡充 (小・中学生向け含む)

「作業療法士になりたい人」を増やすために、広報媒体を拡充していく。高校生向けだけでなく、小学生・中学生も興味をもちやすく分かりやすい媒体をラインナップする。そして、これらの媒体の活用や作業療法の普及・啓発に向けて、士会・学校養成施設とも連携していく。

中位目的 5) WFOT、APOTRG 等国際機関との連携強化

下位目的 (1) WFOT および APOTRG 等との連携強化

- 1 WFOT および APOTRG 等の各種事業に参画し、国際的な情報を協会事業に反映

下位目的 (2) 日本在住の海外作業療法士免許取得者等の現況調査と人材の発掘

1 日本在住の海外作業療法士免許取得者が協会事業に参画する体制を構築

本会の国際化および国際貢献のために、世界作業療法士連盟 (WFOT) やアジア太平洋作業療法士地域グループ (APOTRG) および世界保健機関 (WHO) と連携強化を図る。

WFOT および APOTRG の執行部やワーキンググループへの人材派遣を行い、国際交流や情報集積を行うことで、日本の作業療法を発信し、また世界各国の作業療法について情報を会員に提供していく。また、海外の作業療法士資格をもつ日本在住者を把握することで、協会活動への参画や海外の知見を共有する機会を創出し、国際的人材の発掘や協会の国際化を推進する。

【上位目的 2】

入会者の増・退会者の減を目指す

中位目的 1) 入会促進の体制整備と対策強化

下位目的 (1) 年間入会者 500 名増を目指す (直近 5 年平均値に近づける数値)

- 1 職能 (協会=士会)、学校養成施設、職域が一体となって課題に取り組む体制を構築
- 2 協会と都道府県士会が連携し、各士会の状況にあった事業を検討し、運用
- 3 協会と学校養成施設が連携し、学生への理解を促す事業を検討し、運用
- 4 協会と職域が連携し、現状の把握と職域における課題解決に向けた事業を検討し、運用

下位目的 (2) 非会員等への入会促進の体制づくり

- 1 協会の情報を受け取れる体制を構築し、入会及び再入会しやすい環境を検討

中位目的 2) 退会率を抑制する体制づくりを強化

下位目的 (1) 年間退会者 500 名減を目指す (直近 5 年平均値に近づける数値)

- 1 職能 (協会=士会)、学校養成施設、職域が一体となって課題に取り組む体制を構築

表 1 日本作業療法士協会の基本データの推移

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	5年平均	直近2年平均
会員数	53,045	55,904	58,234	60,024	61,296	62,148		
有資格者数	79,959	84,947	89,717	94,240	99,775	104,275		
組織率	66.3%	65.8%	64.9%	63.7%	61.4%	59.6%	63.1%	60.5%
会員数(期首)	49,941	52,457	55,255	57,428	59,217	60,082		
組織率(期首)	62.5%	61.8%	61.6%	60.9%	59.4%	57.6%		
増加数	2,516	2,798	2,173	1,789	865	807	1,686	836
合格者数	5,344	5,007	4,785	4,531	5,548	4,510	4,876	5,029
※休会(会員数に含む)	634	691	848	823	862	888	822	875
入会者	5,131	5,520	5,168	4,881	4,295	4,160	4,805	4,228
再入会	98	109	93	115	66	88	94	77
再入会(特例)	610	663	633	651	553	432	586	493
再入会(資格喪失)	197	246	255	252	191	240	237	216
新規(新卒以外)	815	1,006	768	750	466	829	764	648
新規(新卒)	3,411	3,496	3,419	3,113	3,019	2,571	3,124	2,795
退会者		2,073	2,189	2,285	2,215	2,094	2,171	2,155
退会(死亡)	19	15	10	15	13	9	12	11
退会(資格喪失)	2,006	2,055	2,178	2,270	2,200	2,082	2,157	2,141
退会(書類未提出)	1	1	1	0	2	1	1	2
退会処分	1	2	0	0	0	2	1	1
任意退会者	589	649	806	807	1,217	1,259	948	1,238
うち、休会から退会	43	53	53	67	113	74	72	94

※中位目的1)における下位目的(1)の1と同様

- 協会と都道府県士会が連携し、各士会の状況にあった事業を検討し、運用
- 協会と職域が連携し、現状の把握と職域における課題解決に向けた事業を検討し、運用
- 定点的な会員ニーズの調査を行うとともに、入会・退会時の会員状況をデータとして蓄積する体制を構築・運用する。会員のニーズや現状に合った会員サービスを拡充し、試行的に実施
- 会員・非会員の協会活動等の理解を促進するため、情報提供体制を構築

下位目的(2) 会費未納会員に対する分析、集金体制の検討等

- 会費未納の原因を調査し、その課題解決に向けた事業を検討

2021年度の確定組織率は、59.6%（会員数62,158名/有資格者数104,277名）と初めて6割を切るようになった。近年の組織率は、特に直近5年にお

いて低下傾向にある(表1)。その原因の一つとして入会率が下がっており、2020年初頭からのコロナ禍による影響も大きい。また、退会率が増えており、2020年には任意退会者・会員資格喪失者の総数が3,000名を超え、入会者数に迫っている状況である。

これまで、本会としても対策を行ってきた。2014年度には休会制度の導入。その後は、さまざまな試みを行ってきた。2016年度より入会率向上に向けて、本会と47委員会の協働による取り組みも行われ、入会率の若干の向上となる(表2・図1)。また、学校養成施設学生に向けた協会説明・理事派遣事業も強化してきた。しかしながら、入会率増加の目に見えた効果が感じられず、一方では退会率を抑えることが難しく(図2)、さらにはコロナ禍が追い打ちとなったことが現実である。入会者数が退会者数をかろうじて超えているという危険な状況である。

そのため、2021年度より組織率対策担当理事を配置。そして、本件における課題整理を行い、方針・体制の見直し・検討を行うこととなる。多方面から分析した結果、協会・士会・学校養成施設・職域からさまざまな立場による分析が必要であることから、「組織率対策委員会」を設置することになった(2022年度第4回定例理

表2 これまでの組織率向上に向けた取り組み

2014年度	①休会制度開始
2015年度	②機関誌の連載 「会員事始め：新たに会員になった方に向けて」①～⑦ (機関誌『日本作業療法士協会誌』 2015年4月～11月(10月は休載))
2016年度	③47委員会 組織強化班発足
2017年度	④重点活動項目 協会組織率向上に向けた対応(新卒有資格者の入会率向上) ・養成校学生向け資料の作成 ・養成校別入会率の算出とそれに基づく養成校への働きかけ ・47委員会と事務局で組織強化の検討 ⑤Web入会の開始
2018年度	⑥モデル事業の実施 ⑦PPT資料「日本作業療法士協会とは？」配布 ※2017年度重点活動項目成果物
2020年度	⑧養成施設学生に向けた協会説明・理事派遣 11校へ実施

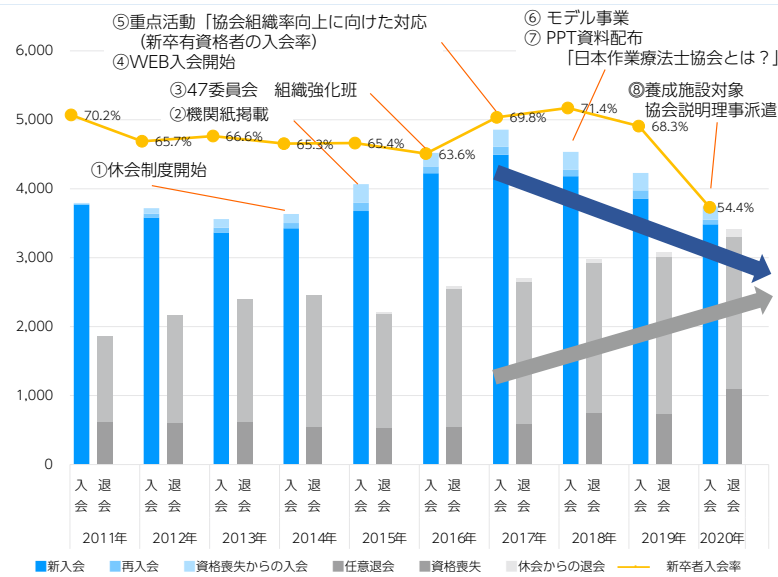


図1 入会・退会の動向

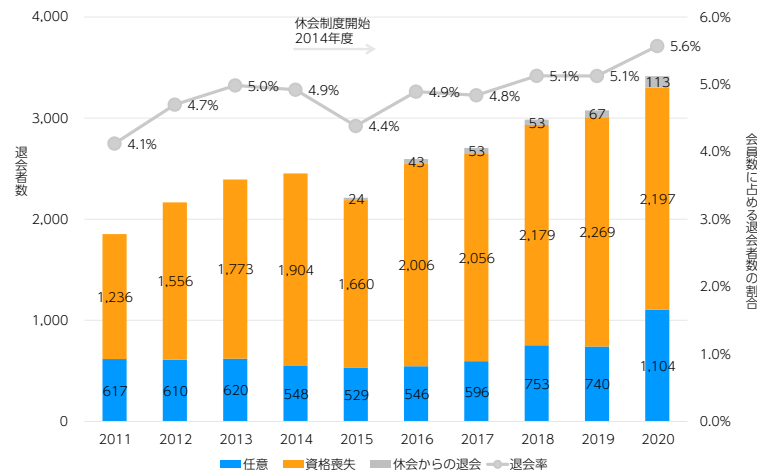


図2 退会者数の動向

事会（2022年10月15日開催）で承認）。

組織率対策委員会は特設委員会であり、組織力強化5ヵ年戦略に則った活動を行うこととする。委員は、2023年1月現在、都道府県士会から7名（協会・士会連携担当4名・職域との連携担当が3名）、教育部より養成校担当2名に加えて、担当理事と担当事務局が配置となる。2023年度には、各分野においての実態調査等を行う。

組織力強化5ヵ年戦略における大きな方向性は以下の通りである。

- ①協会と士会の連携を強化し、入会率向上・退会率の抑制を図る事業計画
- ②協会と勤務先（職域）の連携を強化し、入会率向上・退会率の抑制を図る事業計画
- ③養成校との連携を強化し、入会率の向上を図る事業計画
- ④入会・退会システムにおける本会の体制の見直し

今後、本委員会による検討・提案・提言を行い、本会内の担当部署によって企画検討し、理事会での審議承認の後、事業の実施となる。協会の執行体制と事務局の構造改革、都道府県士会や養成校等との緊密な連携を強化していくことが急務である。

【上位目的3】

新体制への移行とその安定した運用

日本作業療法士協会という組織構造自体の強化が必要であるという認識である。

日本作業療法士協会は1966年に会員18名の任意団体として設立され、1981年に旧民法第34条に基づく社団法人としての設立許可を得た。この時点では会員数はまだ1,000名にも達していなかったが、10年後の1991年には4,000名、20年後の2001年には15,000名、30年後の2011年には45,000名と増加の一途を辿り、それに伴って大規模組織としての法人運営が求められるようになった。この間、公益法人制度改革（2000～2008年）が進み、本会も2012年に新制度における一般社団法人へと移行した。移行にあたって代議員制を導入し、定款も新たに定めたが、法人とし

ての組織体制、諸機関の捉え方等は旧民法時代の延長線上にあり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）の理念に即した法人組織のあり方への移行が十分とは言えない状況があった。

以上の経緯を背景に、2018年度の理事会で今後の協会組織のあり方について最初の問題提起と基本方針が示された。これを受けて、2019年度には部署単位で新しい組織のあり方を検討。2020年度には今後の協会組織体制として、理事及び理事会のあるべき姿、事務局の組織図の大枠が決定するとともに、これを実現するための具体的な検討課題や新体制への移行スケジュールが確認された。以後は基本的にこのスケジュールに則って検討が進められており、2021年度の社員総会で新体制構想の基本方針を提示し、定款・諸規程の改定案の詳細な検討が始まった。また、事務局各部署の業務分掌と必要な人員体制が検討されるとともに、中長期的な財務シミュレーションにより、今後協会が雇用可能な職員数についての現実的な検討も行われた。2022年度には社員総会で新体制に向けての定款変更が承認され、事務局内各部署のさらに詳細で現実的な体制や、理事会が設置すべき委員会等の検討が続けられた。

こうした流れの先に、上位目的3「新体制への移行とその安定した運用」は位置付けられている。移行スケジュールでは、2023年度・2024年度は新体制への移行開始時期、2025年度から完全移行となっているので、まさにこの5年間を通して新体制への移行と定着が図られることになる。

中位目的1) 法人ガバナンスの強化

下位目的(1) 新体制における役員体制の運用の定着

- 1 2025年度に新体制に完全移行できるための現状の点検、問題点の確認、検討、対策、準備

下位目的(2) 関連諸規程の整備と指揮命令系統の明確化

- 1 新体制の理念と運用に照らした諸規程全体の点検と整合性の確認

下位目的(3) 理事会の諮問機関としての委員

会等の設置の定着

- 1 委員会等の組織上の位置づけの明確化と設置の手続き（規程の整備、理事会での発議・承認など）の定常化

中位目的 1) 「法人ガバナンスの強化」は、法人統治の中心である理事と理事会のあり方に焦点を当てたものである。新体制においては複数代表理事制をとることとなった。副会長が会長の補佐である点は変わらないが、対外的・対内的な代表行為を分担して円滑に進め、会長が不在となった場合に備えるためにも、副会長 3 名にも代表権を与えることにした。また、業務執行理事と理事の区別を明確に意識し、それを組織運営に反映させることも一つの課題である。ここで言う「業務執行」とは、〇〇部の会務運営の実務を行うといった意味ではなく、法人としての業務・事業遂行の方針を決定し、事務局の各部署にそれを指示し、その指揮監督を行うことを意味する。業務執行権は代表理事と業務執行理事が有するので、業務執行理事（本会の場合は常務理事）は、代表理事の指揮の下で、代表理事の業務執行権の一部を分担して執行する立場にある。これに対して理事は、理事会に出席し、業務執行の決定に参画するとともに、代表理事・業務執行理事の選任・解任、業務執行の監督を行うのが役割である。これまでは業務執行理事も会務運営の実務にも携わってきたが、新体制ではこれを分離するとともに、業務執行権の行使と指揮命令系統の明確化などを、実際に運用しながら徐々に定着させ、必要に応じて微修正を図っていき、それを根拠づける諸規程を整備し、点検していく作業を続けていくことになる。

さらに、委員会等を理事会の諮問機関として位置付け直し、定款に明記したことも、一つの大きな変化である。これまで委員会の多くは部のなかの 1 セクション（部内委員会）として、事業の遂行機能と事業方針や制度設計等の検討機能を担ってきた。しかしそもそも、事業の中長期的な方針の検討、制度化の検討や提案、法人としての見識が問われる各種の審査や編集等、日常的な業務遂行よりも上位に位置付けられるような検討や決定は、本来、理事会が審議・決定すべき事柄である。とはいえ本会のような大規模な法人になると、多岐にわた

る事業の各種検討を理事会だけで行うことは現実的に困難で、そのような人手や時間的余裕がないことも事実である。そこで、これら上位の検討機能は、理事会が任意に設置し、諮問し答申させる各種委員会等の機能に移管し、理事会がこれを掌握するという関係性を確立させていくことになる。

中位目的 2) 事務局を中心とした協会体制の整備

下位目的 (1) 事務局組織の改編と新体制での安定した運営

- 1 事務局組織の改編と新体制での安定した運営

下位目的 (2) 管理職の雇用・登用による事務局の管理体制の整備

- 1 管理職（事務局長・部長等）の雇用・登用

下位目的 (3) 雇用された職員と委嘱された部員による各部署の運営体制の定着

- 1 雇用された職員と委嘱された部員による各部署の運営体制の定着

中位目的 1) 「法人ガバナンスの強化」が法人統治の機能を主題化しているのに対し、中位目的 2) 「事務局を中心とした協会体制の整備」は、理事会の指揮命令の下で、法人の事業を遂行する体制について述べている。まず大きくは、この事業実施の実務を担う組織全体を「事務局」と位置付け、この事務局のなかに学術部、教育部、等々の各部署が位置づけられていることを改めて確認した。事務局というと、法人の管理運営を行う総務的な業務を行う部署としての認識の下で本会も運営してきたが、本来は理事会で決定した事業を言わば理事の手となり足となって実行するための「理事の補助機関」全体が事務局である。そのうえで事務局のなかに、学術事業を遂行するために学術部が、教育事業を遂行するために教育部が位置付けられる、という関係性で考え、新体制ではまずこのような「看板の掛け替え」をすることから出発する。

本会の事業の内容と構成（定款第 4 条）に変更があるわけではないので、新しい事務局体制も根本的な構

造が変わるということない。しかし、協会の事業や方針を各地域の現場に浸透させ、そこで実現し、成果を示していくことが喫緊の課題となっていることから、2022年度までの災害対策室、47都道府県委員会、地域包括ケアシステム推進委員会、運転と作業療法委員会、障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会などを整理・統合して、地域との連携、地域での実現に重点を置いた「地域社会振興部」を新設することになった。また、都道府県作業療法士会と連携するための機関が、これまでは47都道府県委員会として「協会の中に」あったが、2023年度からは「協会と士会が共に」構成する独立した協議会へと発展し、この協議会の運営支援を協会の事務局が担当することになった。これ以外には、広報部が制作広報室に、これまでのいわゆる事務局が総務部が変わるが、業務の内容に根本的な変化があるわけではない。ただ全体と言えることは、中位目的1)として述べた法人ガバナンスのあり方の変化に伴って、新体制の事務局運営のあり方も変わるので、新しい体制に慣れ、安定した運用に移行していくことが一つの目的になっている。

また、事務局人事の面では、理事の業務執行と事業遂行の実務を分離することに伴って、事務局長や事務局内各部署の長（部長・室長）など重要な管理職を、業務執行理事ではない者が担うこととなった。これら重要な管理職の選定にあたっては、現有の事務局職員を登用する、新たな職員として雇用する、業務執行理事ではない理事が就任する等、さまざまな選択肢が考えられるが、いずれにしても事務局の管理体制を整え、指揮命令系統を整備していくことが課題となっている。

なお、中長期的な財務シミュレーションによれば、各部署の事業遂行に必要な人員すべてを職員として雇用することは困難であり、すでに雇用されている現有職員だけで行える範囲に事業を縮小することも容易ではない状況である。この状況を踏まえると、今後、雇用する事務局

職員の数を徐々に増やしていくにしても、まだしばらくの間は、これまでと同様、雇用された職員と委嘱された会員とが協働して事務局業務を行っていく必要があると考えられる。この協働体制を整え、安定的に運用し定着させることがもう一つの課題となる。

ⁱ 会員ポータル→ライブラリ管理→ファイル閲覧一般社団法人日本作業療法士協会精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方検討委員会報告書

ⁱⁱ <https://doi.org/10.11477/mf.5001202202> 増刊号精神科作業療法第4章 精神科作業療法のフィールド12 ひきこもりとその支援について

ⁱⁱⁱ <https://www.jaot.or.jp/member/pickup/detail/275/>

^{iv} <https://www.jaot.or.jp/files/page/kankobutsu/pdf/ot-news2018/2018-12.pdf> p 30

^v 才藤栄一、向野雅彦：ICFの可能性と活用法. Jpn J Rehabil Med 2022; 59: 764-768.

^{vi} <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000052668.pdf>

^{vii} https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/flow_synthesis.html

^{viii} <https://www.tyojyu.or.jp/net/kaigo-seido/chiiki-shien/tsusho-kaigo-yobou.html>

^{ix} <https://www.mhlw.go.jp/content/000752732.pdf>

^x 由利祿巴ら：「生活目標設定手法」を用いた多職種協働による介護予防ケアマネジメントの効果に関する研究. 作業療法 38: 129～139, 2019. ; Clark F Well elderly…

^{xi} <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000517324.pdf>

^{xii} <https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000596656.pdf>

^{xiii} https://www.parasports.or.jp/leader/leader_workshop_mid-adv.html

^{xiv} <https://www.jaot.or.jp/files/page/saigai/fukkounoayumi-japanese.pdf>

^{xv} <https://www.jrat.jp/gaiyou.html>

^{xvi} <https://tokyo-ot.com/uploads/2019/12/76e60adc1fab0e34f0813e9748da9ca3.pdf>

^{xvii} https://www.it55.info/index.php?mode=ot_work

^{xviii} https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/pdf/b_free03_3_00.pdf

^{xix} <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>

^{xx} https://www.jaot.or.jp/files/page/syogai-fukushi/2022_shogai-fukushi_jireisyu.pdf

地域共生社会5カ年戦略

【スローガン】 人々の活動・参加を支援し、地域共生社会の構築に寄与する作業療法

【最上位目的】

作業療法士が地域のさまざまな場（医療・介護・福祉・教育・労働・司法等の領域）において、地域に根ざしながら、専門職間のつながりをもとより、そこで共に暮らしている健康な人・障害のある人を含む若男女すべての人を対象に（または協働して）、作業（生活行為）に焦点を当てた支援や調整によって、人と人とのつながり、人と社会のつながりを創り出し、人々の健康と幸福を促進する

下位目的	具体的取組	5年間の事業	達成率の示せる成果指標・活動指標と最終評価
中位目的	対応事業	前期中間評価後期	具体的取組
		2023 2024 2025 2026 2027	成果指標・活動指標
	担当部署(委員会)		説明
			目標とする達成率(%) 又は達成状況
			最終評価

【上位目的1】 それぞれの地域ですべての人の活動・参加を支援する作業療法

1 暮らしに困難を抱える人々の活動・参加を支援

1) 疾病・障害にかかわらず「暮らしに困難を抱える人々」への作業療法支援の実践を拡大

1	認知症者の地域での暮らしを支援するため作業（生活行為）に効果的な展開方法を明らかにし、作業療法士が地域での作業療法を支援する。効果的な展開方法を明らかにし、作業療法士が地域での作業療法を支援する。	①訪問による効果的な認知症者の社会参加を促進する。②認知症者の社会参加を促進する。③認知症者の社会参加を促進する。④認知症者の社会参加を促進する。⑤認知症者の社会参加を促進する。⑥認知症者の社会参加を促進する。⑦認知症者の社会参加を促進する。⑧認知症者の社会参加を促進する。⑨認知症者の社会参加を促進する。⑩認知症者の社会参加を促進する。	①訪問OTの50%が認知症の作業療法に携わっている。②認知症者の社会参加を促進する。③認知症者の社会参加を促進する。④認知症者の社会参加を促進する。⑤認知症者の社会参加を促進する。⑥認知症者の社会参加を促進する。⑦認知症者の社会参加を促進する。⑧認知症者の社会参加を促進する。⑨認知症者の社会参加を促進する。⑩認知症者の社会参加を促進する。	1) 50% 2) 100%
2	精神障害者の作業（生活行為）の支援として、社会参加に向けた取り組みを推進（引きこもりへの取り組みを含める）	①関係団体と協働し精神障害者の社会参加を促進する。②認知症者の社会参加を促進する。③認知症者の社会参加を促進する。④認知症者の社会参加を促進する。⑤認知症者の社会参加を促進する。⑥認知症者の社会参加を促進する。⑦認知症者の社会参加を促進する。⑧認知症者の社会参加を促進する。⑨認知症者の社会参加を促進する。⑩認知症者の社会参加を促進する。	①精神障害者の社会参加を促進する。②認知症者の社会参加を促進する。③認知症者の社会参加を促進する。④認知症者の社会参加を促進する。⑤認知症者の社会参加を促進する。⑥認知症者の社会参加を促進する。⑦認知症者の社会参加を促進する。⑧認知症者の社会参加を促進する。⑨認知症者の社会参加を促進する。⑩認知症者の社会参加を促進する。	1) 100% 2) 100% 3) 80% 4) 中間評価より増加
3	移動が困難な地域住民に対する支援として、社会参加に向けた取り組みを推進（引きこもりへの取り組みを含める）	①関係団体と協働し精神障害者の社会参加を促進する。②認知症者の社会参加を促進する。③認知症者の社会参加を促進する。④認知症者の社会参加を促進する。⑤認知症者の社会参加を促進する。⑥認知症者の社会参加を促進する。⑦認知症者の社会参加を促進する。⑧認知症者の社会参加を促進する。⑨認知症者の社会参加を促進する。⑩認知症者の社会参加を促進する。	①精神障害者の社会参加を促進する。②認知症者の社会参加を促進する。③認知症者の社会参加を促進する。④認知症者の社会参加を促進する。⑤認知症者の社会参加を促進する。⑥認知症者の社会参加を促進する。⑦認知症者の社会参加を促進する。⑧認知症者の社会参加を促進する。⑨認知症者の社会参加を促進する。⑩認知症者の社会参加を促進する。	1) 1-6-2へ

<p>4</p> <p>司法領域における作業療法士を拡大（矯正施設・更生保護施設）</p>	<p>矯正施設で受刑者の支援に関わる作業療法士を拡大</p> <p>更生保護施設領域での作業療法士の活用を推進</p>	<p>司法</p> <p>司法</p>	<p>①法務省と連携した研修会の開催（継続） ②実務者間のネットワーク形成 ③論文数（他学会含む）増への働きかけ</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p>	<p>①法務省と連携した研修会の開催（継続） ②実務者間のネットワーク形成 ③論文数（他学会含む）増への働きかけ</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p>	<p>①法務省と連携した研修会の開催（継続） ②実務者間のネットワーク形成 ③論文数（他学会含む）増への働きかけ</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p>	<p>①法務省と連携した研修会の開催（継続） ②実務者間のネットワーク形成 ③論文数（他学会含む）増への働きかけ</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p>	<p>①法務省と連携した研修会の開催（継続） ②実務者間のネットワーク形成 ③論文数（他学会含む）増への働きかけ</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p> <p>①先行事例集 ②都道府県士会と地域生活定着支援センター、更生保護施設とのネットワーク形成</p>
<p>5</p> <p>変化する社会に対応し、LGBTQ+への支援を拡大（矯正施設・更生保護施設）</p>	<p>外国人対象者に対する作業療法サービスに関するガイドラインを作成し、公開</p>	<p>国際</p>	<p>①ガイドライン（案）の作成と検討 ②47都道府県士会への説明</p>	<p>①ガイドライン（案）の作成と検討 ②47都道府県士会への説明</p>	<p>①ガイドライン（案）の作成と検討 ②47都道府県士会への説明</p>	<p>①ガイドライン（案）の作成と検討 ②47都道府県士会への説明</p>	<p>①ガイドライン（案）の作成と検討 ②47都道府県士会への説明</p>
<p>6</p> <p>地域で生活する生活行為に苦難のある人々（外国人、若者、ヤングケアラー）の支援を拡大（矯正施設・更生保護施設）</p>	<p>地域で生活する生活行為に苦難のある人々（外国人、若者、ヤングケアラー）への活動と参加を支援するOT実践に関わる学術的基盤の構築</p>	<p>学術</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>
<p>7</p> <p>多様な疾患・障害・領域におけるMTDLP活用事例を提案し、委員の実践を推進</p>	<p>多様な疾患・障害・領域におけるMTDLP活用事例を提案し、委員の実践を推進</p>	<p>MTDLP室</p>	<p>①MTDLP事例検討委員会の設置 ②MTDLPの合格事例等の事例（継続事例）を毎年3事例選出、作成</p>	<p>①MTDLP事例検討委員会の設置 ②MTDLPの合格事例等の事例（継続事例）を毎年3事例選出、作成</p>	<p>①MTDLP事例検討委員会の設置 ②MTDLPの合格事例等の事例（継続事例）を毎年3事例選出、作成</p>	<p>①MTDLP事例検討委員会の設置 ②MTDLPの合格事例等の事例（継続事例）を毎年3事例選出、作成</p>	<p>①MTDLP事例検討委員会の設置 ②MTDLPの合格事例等の事例（継続事例）を毎年3事例選出、作成</p>
<p>8</p> <p>地域で生活する生活行為に苦難のある人々（外国人、若者、ヤングケアラー）の支援を拡大（矯正施設・更生保護施設）</p>	<p>地域で生活する生活行為に苦難のある人々（外国人、若者、ヤングケアラー）への活動と参加を支援するOT実践に関わる学術的基盤の構築</p>	<p>学術</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>	<p>LGBTQ+・ガイドラインの執筆作業および発表</p>

中位目的	下位目的	具体的取組	担当部署(設置名)	具体的取組達成までの工程表					達成率の示せる成果指標・活動指標と最終評価		
				5年間の事業		中期評価		後期		達成率(%)	最終評価
				前期	2024	2025	2026	2027	説明	目標とする達成率又は達成状況	
		地域で生活する生活行為に支援のある人々への活動と参加を促進するモデルの提示と取り組の推進	担当部署(設置名)	2023	2024	2025	2026	2027	①生活行為普及委員会(検討機能)を設置。 ②生活行為確認書の活用を検討 ①都道府県士会への生活行為確認書の紹介 ②地域で生活する人々への活用モデルの情報収集 ③都道府県士会への生活行為確認書の紹介 ④地域で生活する人々への活用モデルの情報収集 ⑤都道府県に生活行為確認書の活用したモデルの情報提供を行う。	生活行為確認書を活用した地域の人の活動と参加を促進するモデルの作成。 ①地域の活動と参加を促進するモデルの作成。 ②地域の活動と参加を促進するモデルの活用 ③都道府県に生活行為確認書の活用したモデルの情報提供を行う。	モデルの提示で100%
		医療から地域生活の定着に向けて、制度間の移行と連携を的確に支援	地域事業支援課						①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	2023年度は、士会レベルで2024年度以降は市町村レベルで集約(参考マニキュア)の活用 ※2024年度…2024年度…2027年度まで毎年必要でありは改訂していく ②2027年度までに対象者個別事例、事業事例を合わせて…15事例以上 ③1. 参考マニキュア、推進好事例を参考に事業の展開に至った自治体数…2027年度までに全体の10%以上 ④-2. 支援に入った自治体数…2027年度末までに全体の5%以上 ⑤地域事業支援課(地域事業支援課)・事業の経過、進捗(GWの活用)・好事例の活用と推進(市町村担当者(案))
		医療から介護保険・障害福祉(在宅)移行支援のモデル提示と普及	地域事業支援課						①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集
		医療から地域生活への移行促進事業	地域事業支援課						①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集
		医療から地域生活への移行促進事業	地域事業支援課						①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集
		医療から地域生活への移行促進事業	地域事業支援課						①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集
		医療から地域生活への移行促進事業	地域事業支援課						①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集	①医療把持報告・取り組み事例の収集 ②医療把持報告・取り組み事例の収集 ③医療把持報告・取り組み事例の収集 ④医療把持報告・取り組み事例の収集 ⑤医療把持報告・取り組み事例の収集

		<p>・2023年度は士会レベル、2024年度以降は市町村レベルで情報収集、毎年度1回統一フォーマットでまとめる</p> <p>①2024年度に「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」を作成する</p> <p>②実践事業事例 ・事業内容の工夫から対象者へ成果をもたらした好事例 ・自治体や地域包括支援センターとの関係性の構築からの好事例 ・事業プロセスの工夫等(含む) ・自立支援や社会資源開拓の成果や費用対効果等、地域に好影響をもたらした事例 ・自事業所としての事業化、コンサルティング、費用対効果、ブランドUPをもたらした事例</p> <p>③実践個別事例 ・ADL、IADL、解決事例 ・QOLの実証事例</p> <p>④1700自治体担当者と情報の共有→好事例の展開と併発型支援マニュアルのポイント ・基本的な事業内容 ・OTが企画・参画する事業の特徴 ・推奨事業モデル ・自立支援や社会資源開拓の成果や費用対効果等、地域に好影響をもたらす方法 ・自事業所としての事業化、コンサルティング、費用対効果、ブランドUPをもたらす方法</p>	<p>①取り組み事例集+参画マニュアルを作成 …2023～2024年 ※2027年度まで毎年必要があれば改訂していく</p> <p>②2027年度までに実践事業事例数…15以上</p> <p>③2027年度までに実践個別事例数…15以上</p> <p>④-1 参画マニュアル、推進好事例を参考に新たに事業の展開に至った自治体数…2027年度末までに全体の10%以上 ④-2 支援に参入した自治体数…2027年度末までに全体の5%以上</p>		<p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」の作成</p>	<p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p>	<p>HP・機関誌掲載</p>	<p>⑤作成した取り組み事例集+参画マニュアルについて協議して紹介する ⑥自治体配布数25%</p> <p>⑤HP、機関誌に事業を掲載し、活用を促す、加えて自治体への配布を自治体担当を介して実施</p>
<p>2 医療機関から「短期集中サービス」利用への連携を推進</p>		<p>地域事業支援課</p>	<p>「短期集中型サービス」の参画促進事業</p>		<p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」の作成</p>	<p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p>	<p>HP・機関誌掲載</p>	<p>⑤作成した取り組み事例集+参画マニュアルについて協議して紹介する ⑥自治体配布数25%</p> <p>⑤HP、機関誌に事業を掲載し、活用を促す、加えて自治体への配布を自治体担当を介して実施</p>
		<p>・2023年度は士会レベル、2024年度以降は市町村レベルで情報収集、毎年度1回統一フォーマットでまとめる</p> <p>①2024年度に「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」を作成する</p> <p>②実践事業事例 ・事業内容の工夫から対象者へ成果をもたらした好事例 ・自治体や地域包括支援センターとの関係性の構築からの好事例 ・事業プロセスの工夫等(含む) ・自立支援や社会資源開拓の成果や費用対効果等、地域に好影響をもたらした事例 ・自事業所としての事業化、コンサルティング、費用対効果、ブランドUPをもたらした事例</p> <p>③実践個別事例 ・ADL、IADL、解決事例 ・QOLの実証事例</p> <p>④1700自治体担当者と情報の共有→好事例の展開と併発型支援マニュアルのポイント ・基本的な事業内容 ・OTが企画・参画する事業の特徴 ・推奨事業モデル ・自立支援や社会資源開拓の成果や費用対効果等、地域に好影響をもたらす方法 ・自事業所としての事業化、コンサルティング、費用対効果、ブランドUPをもたらす方法</p>	<p>①取り組み事例集+参画マニュアルを作成 …2023～2024年 ※2027年度まで毎年必要があれば改訂していく</p> <p>②2027年度までに実践事業事例数…15以上</p> <p>③2027年度までに実践個別事例数…15以上</p> <p>④-1 参画マニュアル、推進好事例を参考に新たに事業の展開に至った自治体数…2027年度末までに全体の10%以上 ④-2 支援に参入した自治体数…2027年度末までに全体の5%以上</p>		<p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」の作成</p>	<p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p>	<p>HP・機関誌掲載</p>	<p>⑤作成した取り組み事例集+参画マニュアルについて協議して紹介する ⑥自治体配布数25%</p> <p>⑤HP、機関誌に事業を掲載し、活用を促す、加えて自治体への配布を自治体担当を介して実施</p>
		<p>・2023年度は士会レベル、2024年度以降は市町村レベルで情報収集、毎年度1回統一フォーマットでまとめる</p> <p>①2024年度に「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」を作成する</p> <p>②実践事業事例 ・事業内容の工夫から対象者へ成果をもたらした好事例 ・自治体や地域包括支援センターとの関係性の構築からの好事例 ・事業プロセスの工夫等(含む) ・自立支援や社会資源開拓の成果や費用対効果等、地域に好影響をもたらした事例 ・自事業所としての事業化、コンサルティング、費用対効果、ブランドUPをもたらした事例</p> <p>③実践個別事例 ・ADL、IADL、解決事例 ・QOLの実証事例</p> <p>④1700自治体担当者と情報の共有→好事例の展開と併発型支援マニュアルのポイント ・基本的な事業内容 ・OTが企画・参画する事業の特徴 ・推奨事業モデル ・自立支援や社会資源開拓の成果や費用対効果等、地域に好影響をもたらす方法 ・自事業所としての事業化、コンサルティング、費用対効果、ブランドUPをもたらす方法</p>	<p>①取り組み事例集+参画マニュアルを作成 …2023～2024年 ※2027年度まで毎年必要があれば改訂していく</p> <p>②2027年度までに実践事業事例数…15以上</p> <p>③2027年度までに実践個別事例数…15以上</p> <p>④-1 参画マニュアル、推進好事例を参考に新たに事業の展開に至った自治体数…2027年度末までに全体の10%以上 ④-2 支援に参入した自治体数…2027年度末までに全体の5%以上</p>		<p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>実態把握・取り組み事例の収集</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」の作成</p>	<p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p> <p>「短期集中型サービス実践事業事例&個別事例集」+「短期集中型サービス」事業参画マニュアルの改訂</p>	<p>HP・機関誌掲載</p>	<p>⑤作成した取り組み事例集+参画マニュアルについて協議して紹介する ⑥自治体配布数25%</p> <p>⑤HP、機関誌に事業を掲載し、活用を促す、加えて自治体への配布を自治体担当を介して実施</p>

下位目的 中位目的	具体的取組	具体的取組達成までの工程表					達成率の示せる成果指標・活動指標と最終評価		
		5年間の事業					最終評価		
		担当部署(部署名)	対応事業	前期 2023	中期 2024	後期 2025	2026	2027	目標とする達成率(%) 又は達成状況
1	自治体担当作業療法士の配置と活用により地域支援への参画を拡大	地域事業支援課	OT参画のための市町村担当者設置検討委員会(案)の設置(2023) 課題・とその解決策の検討 市町村担当者(案)の役割を明文化し提示 実態調査項目の決定・実態調査(各事業)	配置開始、配置課題・とその解決策の検討 配置課題・とその解決策の検討	配置課題・とその解決策の検討	配置課題・とその解決策の検討	配置課題・とその解決策の検討	①市町村担当者(案)の設置 ②2027年度までに配置率80%以上(委員会の答申によりは至らない) ③2023年度上半期には市町村担当者(案)の定数が決まり、会員に周知される ④2023年度以降は市町村担当者(案)の定数を1回、市町村担当者(案)と市町村担当者(案)が協力して1700の市町村単位で実態調査を実施 ・各事業をまとめ一元的に実施 ・ブロック内で意見収集(6月～7月)・調査項目の見直し(8月) ・調査の実施(毎年度2～3月) ・集約報告(翌年度4～5月) ⑤事業によっては市町村担当者(案)は直接協会からのサポートを受ける ⑥特定研修(新進研修制度)を受講し、地域事業に関する知識や協会が進める参画方法を学び、担当地域でのOT参画を推進する ⑦地域事業支援委員会(2023年度以降)・事業の経過、進捗・事業評価、検証(GWの実施)・好事例の活用と推進(市町村担当者(案))	① 毎年ブロック単位での活動報告を地域事業支援委員会に1回以上 ② 2024年度は協議全体の機能に協会のシステム化を促す ③ 2025年度は協議全体の機能に協会のシステム化を促す ④ 2026年度は協議全体の機能に協会のシステム化を促す ⑤ 2027年度は協議全体の機能に協会のシステム化を促す
2	人と人とのつながりや人と社会とのつながりを作り出す作業療法(土)の推進	地域事業支援課	OT参画のための市町村担当者設置検討委員会(案)の設置(2023) 課題・とその解決策の検討 市町村担当者(案)の役割を明文化し提示 実態調査項目の決定・実態調査(各事業)	配置開始、配置課題・とその解決策の検討 配置課題・とその解決策の検討	配置課題・とその解決策の検討	配置課題・とその解決策の検討	配置課題・とその解決策の検討	① 毎年ブロック単位での活動報告を地域事業支援委員会に1回以上 ② 2024年度は協議全体の機能に協会のシステム化を促す ③ 2025年度は協議全体の機能に協会のシステム化を促す ④ 2026年度は協議全体の機能に協会のシステム化を促す ⑤ 2027年度は協議全体の機能に協会のシステム化を促す	

【上位目的1】それぞれの地域ですべての人の活動、参加を支援する作業療法

1) 地域での包括的支援、参加支援、地域づくり支援への作業療法士の参画を促進するための協会・士会協働体制等の強化

2 人と人とのつながりや人と社会とのつながりを作り出す作業療法(土)の推進

OT参画のための市町村担当者設置検討委員会(案)の設置(2023)
課題・とその解決策の検討
市町村担当者(案)の役割を明文化し提示
実態調査項目の決定・実態調査(各事業)

配置開始、配置課題・とその解決策の検討
配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

配置課題・とその解決策の検討

中位目的 下位目的	具体的取組	担当部署(委員会)	具体的取組達成までの工程表					達成率の示せる成果指標・活動指標と最終評価		
			5年間の事業			後期		説明	目標とする達成率(%)又は達成状況	最終評価
対応事業			前期	中間評価	後期					
具体的取組			2023	2024	2025	2026	2027			
【上位目的1】それぞれの地域ですべての人の活動・参加を支援する作業療法										
3 地域環境の調整やICT活用により人々の活動参加を支援し、就労ニーズのある人々の就労移行支援と定着に貢献										
1) 人々の健康を守り暮らしを豊かにするICT等の活用を推進										
	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援	生活環境整備に関する作業療法士に対する相談窓口を都道府県ごと・障害者や高齢者の活動・参加を支援
	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進	高齢者や重度障害者の生活を豊かにし、社会参加に寄与するためのICT等を活用した作業療法の推進
2) 就労支援における作業療法士の支援モデルの構築と実践の促進										
	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示	企業の従業員のメンタルヘルスへの介入、復職支援など、産業保健における作業療法(士)の役割の明示
	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大	障害福祉領域の就労支援への作業療法士の参画を拡大
	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献	高齢者の就労継続支援や青年就労者の安全と健康に貢献
【上位目的2】人々の活動・参加を支援できる作業療法士の育成の強化と教育システムの整備										
1 人が地域で活躍するための支援ができる作業療法士教育の強化										
1) 地域ですべての場所で活躍できる作業療法士養成教育の強化										
	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化	指定規制の改正(2025年)とコア・カリキュラムの改正に向けた対応強化
	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進	地域で作業療法を実践できるカリキュラム内容の検討と推進
	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及	養成教育での生活行為向上マネジメントに関する教育支援の整備と普及

組織力強化5ヵ年戦略

【スローガン】 集え、立ち上がり、進め、チームOT！ ～あらゆる垣根を超えた全世代型の組織を目指して～

【最上位目的】

すべての国民に対して、作業療法の最良の質と量を提供できる体制の整備をさらに促進する。協会の執行体制と事務局の構造改革、都道府県士会や養成校等との緊密な連携を通して、一体感をもった専門職団体の全世代型連帯を創ること

中位目的	下位目的	担当部署 (委員会)	具体的取組までの工程表					達成率の示せる成果指標・活動指標・最終評価			
			前期 2023	2024	2025	中間 評価	後期 2026	2027	成果指標・活動指標 説明	目標とする達成 率(%) 又は達成状況	最終 評価
	具体的取組		5年間の事業								
			【上位目的1】協会・都道府県士会・学校養成施設等の相互の連帯を強化								
			1 日本作業療法士協会及び都道府県作業療法士会48団体連携協議会（よんぱち）の創立と運営								
			1) 会長会議の準備を行う幹事会の機能の安定化								
			1	安定した幹事会機能の構築	議案が「情報共有・準備段階での「協会必要に応じて幹事会提供」「意見交換」など士会」の打ち合わせ以外のWGも活用できる。	安定した運営の継続	安定した運営の継続	安定した運営の継続	案件として挙がったことが全てと。(前回協議会の案件を次回協議会で確認。放置される案件が0件であること)	100%	
			2 協会員＝士会員のシステム本格化と安定								
			1) 「協会員＝士会員」実現のための運用制度とシステムの構築								
			1	新システム構築と安定的な運用	「協会員＝士会員」の運用制度を確定させ、それを基に新システムのテストを実施	新システム3次開発の論理設計、構築、テストを実施	新システムを稼働開始させ、「協会員＝士会員」の制度を安定的に運用	新システムが完成し、「協会員＝士会員」の制度が安定的に運用されること			
			3 生涯教育の充実化に向けた制度の再構築								
			1) 新しい生涯学習制度の整備								
			1	新しい生涯学習制度の推進と生涯教育の運用を強化	会員への新しい生涯学習制度の周知及び管理の運用を開始	新しい生涯学習制度の運用を開始	旧生涯学習制度から新しい生涯学習制度への移行を推進	新入会員の受講率	受講率6割を目指す		
			2) 教育コンソーシアムの創立と推進								
			1	教育コンソーシアムの実現に向け関係機関と連携し推進に向けた調整とモデル事業の実施	教育コンソーシアムのあり方について課題を検討し関係機関との意見交換	教育コンソーシアムモデル事業の検討	教育コンソーシアムモデル事業を実施し課題を整理	教育コンソーシアムモデル事業の推進	モデル事業の実施率(100%)		
			4 中位目的4) 作業療法士を目指す人の増加								
			1) 協会・都道府県士会・学校養成施設との連携を構築								
			1	都道府県士会広報部、学校養成施設連絡会との連携	都道府県士会広報部・学校養成施設連絡会との会議開催、状況把握	都道府県士会広報部・学校養成施設連絡会・目指す人向け広報体の運用・適宜会議開催	広報媒体の見直し・連携ツールの運用・適宜会議開催	広報媒体の見直し・連携ツールの運用・適宜会議開催	都道府県士会広報部・学校養成施設連絡会との連携ツールの構築・運用		

2) 広報媒体の拡充 (小・中学生向け含む)					
	広報媒体の拡充 (小・中学生向け含む)	小学生向け広報媒体の需要調査・新規広報媒体開発	広報媒体の活用状況調査、ホームページリニューアル	広報媒体の活用状況調査、アンケートの調査・見直し	新たな媒体の開発・広報媒体の活用状況調査、アンケートの調査・見直し
5 中位目的5) WFOT、APOTRG等国際機関との連携強化					
1) WFOTおよびAPOTRG等との連携強化					
	1 WFOTおよびAPOTRG等の各種事業に参画し、国際的な情報を協会事業に反映	国際部	WFOTおよびAPOTRG等との連携強化のための計画の策定	WFOT出展やAPOTRG2024開催機会に、関係者と連携強化計画について協議	新たな媒体の開発・広報媒体の活用状況調査、アンケートの調査・見直し
2) 日本在住の海外作業療法士免許取得者等の現況調査と人材の発掘					
	1 日本在住の海外作業療法士免許取得者が協会事業に参画する体制を構築	国際部	日本在住の海外作業療法士免許取得者等の現況調査の準備・実施	日本在住の海外作業療法士免許取得者の見直し	日本在住の海外作業療法士免許取得者が協会事業に参画する体制を構築
【上位目的2】入会者の増・退会者の減を目指す					
1 入会促進の体制整備と対策強化					
* 5年平均値に近づけるための数値 * 2021年度との比較数値					
	1 年間入会者 500名増※を目指す		職能 (協会・士会)、学校養成施設、職域が一体となって課題に取り組む体制を構築	委員会設置 理念の共有及び方向性の確立 WGの立ち上げ検討 モデル事業の検討	委員会の設置 方針の提案 次期計画への提案
	2 協会と都道府県士会が連携し、各士会の状況にあった事業を検討し、運用	教育部	WGの立ち上げ検討 学校養成施設連絡会での情報交換	モデル事業の検討と実施 学生への教育の推進 学生への協会広報の検討	都道府県別入会者数の増減 モデル事業の実施 事業モデルの提案
	3 協会と学校養成施設が連携し、学生への理解を促す事業を検討し、運用	教育部	WGの立ち上げ検討 学校養成施設連絡会での情報交換	学生への教育の推進 学生への協会広報の検討	協会へ説明書実施校の増減 学校別入会率の平均値の増減
	4 協会と職域が連携し、現状の把握と職域における課題解決に向けた事業を検討し、運用	教育部	WGの立ち上げ検討 職域現状調査の検討	現状調査の実施 課題の整理と事業案の検討	協会以外の新規入会者数、再入会者数の増減
2) 非会員等への入会促進の体制づくり					
	1 協会の情報を受取られる体制を構築し、入会及び再入会しやすい環境を検討		協会と職域の連携体制を活用し、情報配信体制を構築 現状調査の検討	情報配信の実施 再入会の手続き等の変更を提案 入会・再入会への課題整理	情報配信体制の構築 手続き等の変更提案 広報の実施

中位目的	下位目的	具体的取組					具体的取組達成までの工程表				具体的取組		達成率の示せる成果指標・活動指標と最終評価	
		担当部署(委員会)	前期 2023	前期 2024	中間 評価 2025	後期 2026	後期 2027	説明	目標とする達成率(%)又は達成状況	最終 評価				
2. 退会率を抑制する体制づくりを強化														
1) 年間退会者 500 名減を目指す <small>* 5年平均値に近づけるための数値 * 2021年度との比較数値</small>														
		職能(協会二士会)、学校養成施設、職域が一体となって課題に取り組み体制を構築 ※中1)・1と同様	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の設置 理念の共有及び方向性の確認 各事業の方向性検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業進捗確認 各事業の方向性検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業進捗確認 中間評価に向けたとりまとめ 目標設定の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 次期5か年戦略もしくは、既存部署への移行等の方針を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 方針に沿った次年度への準備 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の設置 方針の提案 次期計画への提案 	100%					
		協会と都道府県士会が連携し、各士会の状況にあった事業を検討し、運用	<ul style="list-style-type: none"> WGの立ち上げ検討 モデル事業の検討 モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の検討と募集、実施に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の汎化を模検討 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別退会者数の増減 モデル事業の実施 事業モデルの提案 	100%					
		協会と職域が連携し、現状の把握と職域における課題解決に向けた事業を検討し、運用	<ul style="list-style-type: none"> WGの立ち上げ検討 職域現状調査の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 現状調査の実施 課題の整理と事業案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施 事業の継続有無と効果の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の整理 事業の提案 事業の実施 	100%					
		定点的な会員ニーズの調査を行うとともに、入会・退会時の会員状況をデータとして蓄積する体制を構築・運用する。会員のニーズや現状に合った会員サービスを拡充し、試行的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 入会、退会時の会員ニーズ調査の検討 定点的な会員ニーズ調査の検討と実施 	<ul style="list-style-type: none"> 入会、退会時の会員の現状把握体制の検討 現状の会員サービス、会員サービスの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 入会、退会時の会員の現状把握体制の検討 現状の会員サービス、会員サービスの提案 	<ul style="list-style-type: none"> 入会、退会時の会員の現状把握体制の検討 現状の会員サービス、会員サービスの提案 	<ul style="list-style-type: none"> 会員サービスの提案と見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査の実施 データ蓄積体制の構築 データ蓄積体制の運用 会員サービスの提案 会員サービスの提案 会員サービスの提案 	100%					
		会員・非会員の協会活動等々の理解を促進するため、情報提供体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> 状況整理と理念の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 情報配信内容の検討 情報提供体制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 情報配信の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報配信の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報配信の実施と見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 広報戦略の作成 情報配信体制の検討 情報配信の実施 次期会員ニーズ調査項目の回答数 	100%					
2) 会費未納会員に対する分析、集金体制の検討等														
		会費未納の原因を調査し、その課題解決に向けた事業を検討	<ul style="list-style-type: none"> 原因調査の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 未納となる原因に対する課題を整理し事業を計画 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施と体制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の整理 事業の提案 事業の実施 	100%					
【上位目的3】新体制への移行とその安定した運用														
1. 法人ガバナンスの強化														
		新体制における役員体制の運用の定着	<ul style="list-style-type: none"> 新たに選任された役員で運用を開始 運用上問題が生じれば、速時検討・解決を図る 部長等の兼務が残っている場合は、その解消に向けて検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 運用上問題が生じれば、速時検討・解決を図る 部長等の兼務が残っている場合は、次年度から解消すべく具体的な入選を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに選任された役員で新体制へ完全移行 	<ul style="list-style-type: none"> 運用の定着 	<ul style="list-style-type: none"> 運用の定着 	<ul style="list-style-type: none"> 新体制における役員体制の運用が無理なく順調に行われること 	左と同じ					

2) 関連諸規程を整備と指揮命令系統の明確化						
1	新体制の理念と運用に照らした諸規程全体の点検と整合性の確認	事務局	・前年度までに改定した定款・諸規程で運用する ・改定が間に合っていない規程について、必要に応じて再検討し改定する	・運用に合わせて早急な改定は期間を一旦見合わせる	・新体制における諸規程を一旦見合わせる	新体制の運用と関連諸規程が矛盾や齟齬のない状態にあること 左に同じ
3) 理事会の諮問機関としての委員会等の設置の定着						
1	委員会等の組織上の位置づけの明確化と設置の手續き（規程の整備、理事会での採議・承認など）の定着	委員会	・理事会の諮問機関としての位置づけについて認識を共有して運用を開始する	・運用の定着を図る	・委員等が理事会の諮問機関として機能し、事務局の支援によって左に同じ	委員会等が理事会の諮問機関として機能し、事務局の支援によって左に同じ 安定的に運用されていること
2 事務局を中心とした協会体制の整備						
1) 事務局組織の改編と新体制での安定した運営						
1	事務局組織の改編と新体制での安定した運営		・新体制で運営開始	・必要調整を行う	・新体制への完全移行	新しい事務局組織体制で安定した 会務運営が行われていること 左に同じ
2) 管理職の雇用・登用による事務局の管理体制の整備						
1	管理職（事務局長・部長等）の雇用・登用		・事務局長の雇用 ・部長等の雇用・登用 ・部長等の兼務理事は最小限に加える	・部長等の雇用・登用 ・部長等の兼務理事を減少させる	・部長等の雇用・登用 ・部長等の兼務理事の廃止	管理職の雇用・登用が進み、安定した職務管理が行われていること 左に同じ
3) 雇用された職員と委嘱された部員による各部署の運営体制の定着						
1	雇用された職員と委嘱された部員による各部署の運営体制の定着		・可能な範囲で職員を補充開始し、運営調整	・可能な範囲で職員を補充開始し、運営調整	・可能な範囲で職員を補充開始し、運営調整	新しい事務局体制で安定した会務運営が行われていること 左に同じ

(2022年12月17日現在)



2022 年 12 月 17 日、2022 年度第 5 回目となる定例理事会が開催されました。ここでは当日行われた報告・審議から、協会の最新動向として会員の皆様にご覧いただきたい重要な話題をピックアップしてレポートします。

→ 理事会抄録は p.49 ~ 50

認定資格者のホームページ掲載 一部変更へ

協会ホームページの「協会認定資格リスト」ページでは、認定作業療法士、専門作業療法士、臨床実習指導認定者の氏名・勤務施設名、臨床実習施設の施設名が掲載されています。これについて、三澤一登常務理事（教育部長）から、今後、協会ホームページに掲載すべき認定資格および個人情報について変更する案が上程されました。

認定資格の規程が作成された当初は、情報公開の範囲を本会会員名簿、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とすることとし、会員のインセンティブ、講師依頼や臨床実習指導依頼の参考になるといった点も含めて個人情報掲載が理事会で承認されました。今回の理事会では、改めて協会ホームページに認定者を掲載する資格の種類を審議することとなりました。

教育部の案は次の通りです。認定作業療法士と専門作業療法士は、協会独自の制度であり、会員の自己研鑽および質の担保の制度として対内外へのアピールのために引き続き掲載。一方、現行の規程では掲載することとなっている基礎研修修了者は、原則的に全会員が受講する資格であることから、会員の個人情報の観点からも引き続き不掲載。現在、掲載されている臨床実習指導者（2019 年度で制度終了した臨床実習指導者認定制度による認定者）は制度が終了しているため不掲載とする一方で、臨床実習指導者実践研修修了者は、質の高い実習指導が可能であることを示し、会員の自己研鑽を推進する意義があ

ることから掲載。また、WFOT 認定校、MTDLP 推進協力校、臨床実習指導認定施設は掲載。さらに、この案では、個人資格については現状通り、氏名・所属県・施設名を掲載しますが、施設名を掲載したくない場合は、本人からの申し出により非掲載とすることも付言されています。

この案に補足して、事務局からも会員の個人情報保護の観点から賛意を示し、賛成多数で同案は承認されました。今回の決定を受け、規定変更の手続きが行われる見通しです。

謝金規程の改定 最終案が承認

本会事業に伴う謝金の支払い基準を定める謝金規程の改定案が承認されました。改定された謝金規程の全文は、本誌第 132 号（2023 年 3 月発行予定）に掲載します。

現行の謝金規程は 2007 年以降、改定はありませんでしたが、各部署から見直しを求める声が上がっており、これを受けて昨年 7 月より三役会、常務理事会、定例理事会で審議されてきました。改定案の作成に当たっては、「支給の対象とする事象の範囲」を拡大するかどうか、「講師謝金の段階づけ」「会員・会員外の区分」「会員と会員外の差額」「金額」は妥当かといった観点で、他団体の規程等も参考にしながら検討されました。一方で、そもそも公益目的事業を行う専門職団体における謝金とは何かを改めて考える必要があり、また謝金を増額するにしても単に規程を改定すればよいわけではなく、原資の確保が不可欠であり、そのためには組織率の向上、研修受講料をはじめとした研修事業のあり方、規模拡大傾向にある本会事業のあり方などの課題について併せて検討する必要があることが明らかとなりました。

今回の改定では、講師謝金基準、一般／特別基準、原稿料支払基準等が増額となりましたが、財務の現状から、大幅な増額や基準の見直しのためには先述の課題を解決していく必要があり、今後も引き続き検討していくこととなりました。



協会の選挙にクォータ制を導入します

女性会員の参画促進事業担当

女性会員の活動参画を促進する

クォータ制とは

クォータ制とは、議会の議員や団体・企業役員、管理職およびこれらの候補者等の一定数をマイノリティに割り当て、格差の是正を図る施策です。昨今、特に海外においてはジェンダー・クォータ制の導入が進んでおり、女性議員や閣僚が活躍できる国も散見されるようになりました。国内においても、日本政府は2003年に経済や政治において「2020年代のできるだけ早い時期に、女性管理職比率30%程度を目指す」とする「203030」を掲げています。意思決定層にマイノリティとされる人たちが30%入ると、意思決定に大きな影響を及ぼすとされているためです（これを「クリティカル・マス」と言います）。

私たち作業療法士は多様な人々を対象に活動する専門職ですから、私たち自身の職能団体活動においても「多様な人の考えや意見を取り入れる」ことを実践すべきではないでしょうか。本会も女性理事・女性代議員の割合を増やし、女性会員による協会活動参画を促進するためには、制度や枠組みを設けることも必要だと考えます。そこで、協会役員選挙・代議員選挙におけるクォータ制の導入を検討しました。

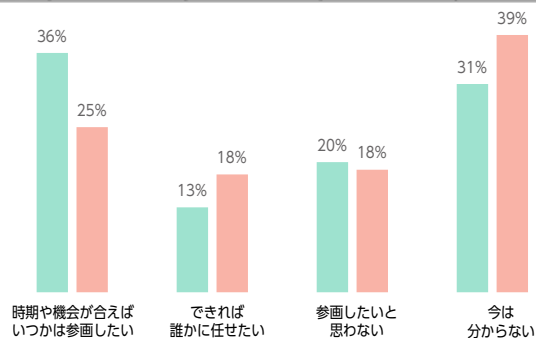
現況調査で見た

協会活動参画についての課題

2023年1月1日現在、全会員の約61%が女性であるのに対し、本会理事23名中、女性は5名（21.7%）、代議員においては247名中、女性は52名（21.1%）です。これらの数字からは、「女性会員が協会活動に興味・意欲を示していない」かのように捉えられるかもしれませんが、しかし、2021年度に行った「会員のワークライフバランスと学術研鑽やキャリア形成、協会士会活動参画に関する現況調査」によると、現在、活動に全くかわりがないか、今後、参画する意向があるかを問う質問に、多くの女性会員が「今は分からない」「時期や機会が合えばいつかは参画したい」と回答しました。また、「今は分からない」の回答については、女性が男性を大きく上回っていました（図参照）。

「全く関わりがない」場合、協会や士会の活動への参画の意向

	時期や機会が合えばいつかは参画したい	出来れば誰かに任せたい	参画したいと思わない	今はわからない
全体	1,215	716	822	1,605
男性	423	150	230	368
女性	792	565	588	1,234
その他	0	1	4	3



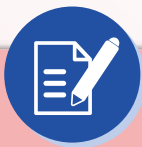
このことから、協会活動に参画する意志はあるものの、女性が自身のキャリアに対して無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を抱えていたり、子育ての負担が女性に偏っていたりといった影響が考えられました。また、協会活動のあり方（会議が平日の夜になる場合が多いこと、さらなる効率化を要すること等）についての意見も複数寄せられました。

クォータ制は

2025年度選挙から導入予定

2022年度第5回定例理事会（2022年12月開催）において、今後、協会役員および代議員の30%を女性会員とするクォータ制の導入が議決されました。2025年度にクォータ制を取り入れた役員選挙の実施を、2027年度にクォータ制を取り入れた代議員選挙の実施を目指し、会員への説明・周知、社員総会での承認等を進めていく予定です。

クォータ制のみならず、2021年度より、女性会員の参画促進事業担当理事および担当事務局員は4年間（2016～2019年度）にわたって取り組んできた「女性会員の協会活動参画を促進するための提案」の振り返りを行いました。協会は今後も（女性会員に限らない）全会員の協会活動参画を促進する取り組みを検討していきます。また、会議の開催方法や内容等の再考といった日常的な業務改善に取り組んでいきます。



生涯教育制度改定 2023 の概要

教育部 生涯教育委員会

2003 年度に創設した「生涯教育制度」は 20 年を経過し、2023 年度に 4 度目の改定を行います。以下に制度改定の概要を会員の皆様にお知らせします。詳細は協会ホームページをご参照ください。

検討の経緯

2003 年度に創設した現行の生涯教育制度は、2008 年、2013 年、2018 年度にそれぞれ 5 年ごとの見直しを行い、改定を行ってきました。2018 年度の改定後、生涯教育制度の運用は、COVID-19 感染拡大の影響を大きく受けることになり、これまで対面開催が当然だった生涯教育制度各研修会の開催や生涯教育委員会をはじめとした各制度班の諸会議等、すべて遠隔会議システムを使用した会議となりました。慣れない環境での検討には、想像以

上に時間を要しましたが、2018 年からの 5 年の経過を振り返り、制度改定に向けた検討を行いました。また、今回の改定に向けては、同時に検討している新生涯学修制度との関係性や移行を意識し、内容を検討してきました。

これらの検討結果を 2022 年度第 5 回定例理事会（2022 年 12 月 17 日開催）に報告し、生涯教育制度の改定が承認されました。改定された制度は、2023 年 4 月 1 日より適用となります。

生涯教育制度改定 2023 のポイント

今回の改定のポイントを以下に列挙します。生涯教育制度の構造における改定箇所については、図 1 を参照してください。

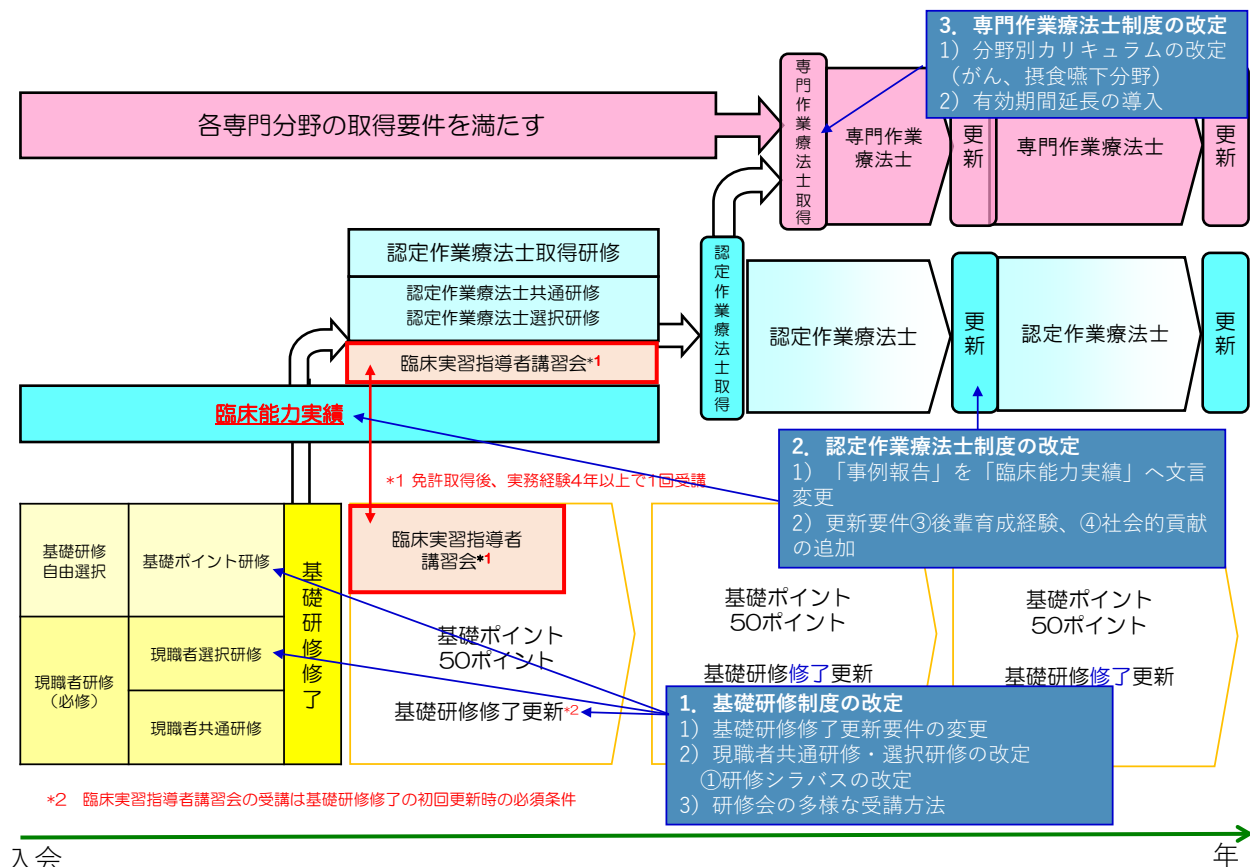


図 1 生涯教育制度の構造における今回の改定

表1 基礎研修修了更新要件の新旧対応表

現 行	改 定	備 考
<p>更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。</p> <p>(1) 本会正会員であること。</p> <p>(2) 申請時において、生涯教育基礎研修修了者であること。</p> <p>(3) 士会正会員であること。</p> <p>(4) 申請時において、基礎研修ポイントが 50 ポイント以上あること。</p> <p>(5) 臨床実習指導者講習会の受講を修了すること。 ただし、2020年3月31日時点で生涯教育基礎研修を修了している者を除く。</p>	<p>更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。</p> <p>(1) 本会正会員であること。</p> <p>(2) 申請時において、生涯教育基礎研修修了者であること。</p> <p>(3) 士会正会員であること。</p> <p>(4) 申請時において、基礎研修ポイントが 50 ポイント以上あること。</p> <p>(5) 臨床実習指導者講習会の受講を修了すること。</p>	<p>ただし 以降文章削除</p>

(注) 2023年4月1日以降、上記(1)～(4)の要件を満たしていても、厚生労働省指定臨床実習指導者講習会受講が修了していないと、基礎研修修了更新ができません。現時点で50ポイント以上あり、2023年3月31日までに更新を希望する方は本会事務局に連絡してください。

1. 基礎研修制度の改定

- 1) 基礎研修修了更新要件の変更
- 2) 現職者共通研修・選択研修の改定
 - ①研修シラバスの改定
- 3) 研修会の多様な受講方法
 - ①オンデマンド方式研修会の受講履歴登録

2. 認定作業療法士制度の改定

- 1) 新規取得要件の「事例報告」を「臨床能力実績」へ文言変更
- 2) 「③後輩育成経験」、「④社会的貢献」に更新要件を追加

3. 専門作業療法士制度の改定

- 1) 分野別カリキュラムの改定（がん、摂食嚥下分野）
- 2) 有効期間延長の導入

生涯教育制度改定 2023 の概要

1. 基礎研修制度の改定について

- 1) 基礎研修修了更新要件の変更

2020年3月31日までに入会した会員のうち、基礎研修が修了している会員について、「厚生労働省指定臨床実習指導者講習会」の受講を必須とします（表1）。
- 2) 現職者共通研修・選択研修の改定
 - ①研修シラバスの改定

現職者共通研修・選択研修各テーマの学習目標・講義内容について、新生涯学修制度の前期研修（案）を

念頭に、最小限の範囲で修正・統合・追加を行いました。

現職者共通研修・選択研修では、各テーマの学習目標や講義内容および参考文献を修正し、「現職者共通研修・現職者選択研修 研修シラバス・運用マニュアル 第5.0版」に更新して、協会ホームページで公開します。

3) 研修会の多様な受講方法

①オンデマンド方式研修会の受講履歴登録

現在、オンデマンド方式研修会の受講履歴登録は、本会主催研修会と医療福祉eチャンネル（現職者共通研修テーマ1～8、MTDLP基礎編）のみを認めています。今後、現行で認めている研修会に加えて、オンデマンド方式研修会の受講履歴登録について、講義設定時間は90分以上であること、修了試験やレポートを課していること、受講証明書等が発行されることを条件として認めます。受講証明書例は本会ホームページを参照してください。講師ポイントは、研修時間に応じて、1回のみ取得可能とします。

なお、都道府県作業療法士会主催の現職者共通研修・選択研修は、受講時間を担保として受講履歴を認めてきた経緯があり、現職者共通研修・選択研修のオンデマンド方式での受講は引き続き認められません。ほかの都道府県士会主催研修会は、上記条件を満たすことで認められます。

表2 追加された更新要件

<p>セ．養成校での特別講義、講義の実施（オンラインを含む）、臨床現場を撮影した動画等を用いた評価・治療場面の提供（オンラインを用いた臨床現場での評価・治療現場の提供）→ 依頼書1枚につき1回とする</p> <p>ツ．院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会や講義などの実施 → 依頼書等1枚につき1回とする</p> <p>*院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会、講義については、その事実が確認できる研修プログラム、研修会資料や部署間の依頼書など（内容と氏名が明記されていること）を添付する（上記ツ）。</p>

表3 分野別カリキュラム（がん）の改定箇所

専門基礎IV	身体症状をもつがん患者に対する作業療法の専門的知識・技術を理解し身につける	がん作業療法で求められるリスク管理	2	講義+演習
		呼吸困難を有するがん患者とその家族の生活支援	±	講義
		全身倦怠感・体力消耗状態・廃用性症候群・がん悪液質を有するがん患者とその家族の生活支援	1	講義
		腫瘍浸潤・圧迫、CIPN、手足症候群、外見の変化、嚥下困難、食欲不振・過多、倦怠感などのがん治療の後遺症・有害反応に対するがん患者とその家族の生活支援	1	講義
		リンパ浮腫・終末期浮腫を経験した患者とその家族の生活支援	± 2	講義

2. 認定作業療法士制度の改定について

- 1) 新規取得要件の「事例報告」を「臨床能力実績」へ文言変更

認定作業療法士の申請資格の一つとして、本会事例報告登録制度に登録された事例報告3例の合格を設けています。本会学術部の一般事例の新規事例登録が2021年9月末で終了しており、新規申請・登録ができないことから、これまで用いていた「事例報告」を「臨床能力実績」へ文言を変更します。

- 2) 「③後輩育成経験」、「④社会的貢献」に更新要件を追加

COVID-19の感染拡大による臨床実習の受け入れ中止や対面での研修会・講習会の中止等で、認定作業療法士の更新要件「③後輩育成経験」、「④社会的貢献」が満たしにくい状況が確認されました。そこで、現行の更新要件「③後輩育成経験」、「④社会的貢献」にセ)、ツ)を追加します(表2)。

3. 専門作業療法士制度の改定

- 1) 分野別カリキュラムの改定（がん、摂食嚥下分野）
①がん分野

現在、専門作業療法士（がん）分野のみ専門基礎0を設定し、専門基礎研修が修了するまでにeラーニングによる聴講を求めています。他分野との整合性を図るために専門基礎0を削除します。また、専門基礎IVの研修内容を一部変更します(表3)。

- ②摂食嚥下分野

分野特定以降の当該分野を取り巻く状況の変化に合わせ、現在の摂食嚥下リハビリテーションの状況に沿ったカリキュラムに微調整し、eラーニングやオンライン研修会を想定した専門基礎研修シラバスに変更しました。具体的な変更は協会ホームページに記載します。

- 2) 有効期間延長の導入

専門作業療法士は本会の最上位認定資格で、その資格に有効期間の延長や更新の猶予期間を設けることは不相当としてきました。しかし、「育児・介護休業法」

の改正（2022年4月）により、性別問わず育児・介護に参画し、家庭生活と職業生活との両立が可能となる社会を目指すこととされ、この点への配慮を検討する時期に来ています。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や研究と出産・子育て等のライフイベントとの両立支援（文部科学省）、女性活躍推進法（厚生労働省）が施行される等、女性の継続した社会参加やキャリア形成に関する支援が当会にも求められています。

そこで今回、基礎研修制度、認定作業療法士制度と同様に、専門作業療法士の有効期限に有効期間の延長を設け、会員の専門作業療法士としての継続した研鑽や活動を支援することとしました。

4. その他の改定ポイント

1) 認定作業療法士資格再認定試験の廃止

2019年度より、認定作業療法士資格再認定試験を隔年実施していますが、受験者数は経年的に減少しており、一定の役割を終えたと考えられます。そのため、再資格認定試験は2023年度をもって廃止することとしました。

会員へのお願い

2023年4月1日より、基礎研修修了更新要件に臨床実習指導者講習会の受講修了が必須となります。現在の更新要件を満たしており、2023年3月31日までに更新を希望する方は、本会事務局に連絡してください。

また、先述の通り、認定作業療法士資格再認定試験は、2023年度が最後の実施（2024年2月予定）となります。受験を予定している方は準備をお願いします。

●生涯教育制度に関するお問い合わせ

教育部 生涯教育委員会 お問い合わせ窓口: ot-syougaiyouiku@jaot.or.jp

※お問い合わせの際は会員番号、氏名を必ずご記載ください（会員データを基に質問内容にお答えします）。

重要

会員情報 登録内容の確認・更新のお願い

事務局

毎年作成している会員統計資料作成の時期が近づいてまいりました。2023年3月末時点の登録データを基に作成しますので、直近で転居や職場が変更になっていない場合も、[会員ポータルサイト](#)にログインいただき、登録情報が最新の内容であるか今一度、確認をお願いいたします。

皆様にご登録いただいている会員情報は、本誌でも繰り返しお伝えしている通り、本会や都道府県作業療法士会の活動方針を決めるうえで重要な基礎資料となるだけでなく、関係省庁等へ対外的な要望を出していく際の裏づけデータにもなります。正確かつ最新の登録情報維持に、ご協力のほどお願い申し上げます。

登録情報更新に関するお問い合わせはメールで受け付けております。会員番号・氏名を記入のうえお問合せください。

問合せ先 E-mail : kaiinkanri@jaot.or.jp

●会員ポータルサイトへのログイン方法・使い方をまとめています

会員情報は会員ポータルサイトにログインすることで、いつでも確認・更新が可能です。日本作業療法士協会ホームページ>会員向け情報>事務局>会員ポータルサイトの使い方に、会員ポータルサイトのログイン方法・その他の説明資料を掲載しています。この資料には、ログイン用パスワードが不明な場合の再発行方法も掲載しておりますので、ぜひご覧いただき活用ください。

「会員ポータルサイトの使い方」はこちらから



Precongress workshop と Scientific workshop 企画募集中！

2024年アジア太平洋作業療法学会（APOTC2024）では、Precongress workshop と Scientific workshop という2つのワークショップが開催されます。本誌第130号（2023年1月発行）でご案内したこれらのワークショップにおける企画募集の締め切りは2023年3月31日（金）23:00までとなっています。締め切りまであと2ヵ月弱ですので、奮ってご応募ください。

Precongress workshop とは？

そもそもワークショップとは、参加者の主体性を重視した体験型イベントのこと。「Precongress workshop」は、Precongress の名の通り、APOTC2024 の前日（2024年11月5日）に行われます。正規のプログラムに含まれないので、比較的自由に企画でき、海外からのお客様をおもてなしする意味合いが強いものと位置付けています。「日本ならではの」文化や日本（の作業療法士）が得意とする（先進的な）技術等について、海外からのお客様に体験していただくことを目的としています。会場も、学会場内に限定されません。例えば、お寺での座禅の体験、茶道・武道の体験、調理体験、手芸体験、障害のある方や高齢者との交流を通じての体験等々、日本・札幌ならではの体験ができる楽しい企画を募集しています。日本で開催される数少ない国際学会であり、海外の作業療法士の方々と交流できる貴重なチャンスです。関心のある皆様からの応募をお待ちしております！

（独立採算プログラム委員会）

Scientific workshop とは？

「Scientific」と銘打たれているので学術的なワークショップといったイメージを受けるかもしれませんが、講義に限らず実技や実演等、Hands-on の体験を通して APOTC2024 の参加者同士が知識を深め合うインタラクティブな講座になります。ほかにも講義形式と実技の組み合わせや、参加者同士の座談会形式等、ワークショップ主催者の目的によって自由に講座を開催することができます。

また、会場は机や椅子が可動式ですので、スクール形式であれば120人、シアター形式であれば240人といったかたちで、ワークショップの内容に沿って多様な会場設営が可能です。たとえば、福祉用具や自助具の体験会、開発した評価ツールの紹介や講義、アプリケーションや ICT

機器、ロボット等を紹介し、参加者が実際に使ってみるといった多種多様な企画が考えられます。また、体験を通して言葉の壁を越えて、さまざまな国の参加者同士が交流する場をつくることもこのワークショップの魅力の一つです。

なお、日本国籍の方が応募する場合は外国籍の講師を共同参加者として登録する必要がありますのでご承知おきください。皆様、「Scientific workshop」にぜひご応募いただき、一緒に APOTC2024 を盛り上げましょう。

（学術プログラム委員会）



Scientific workshop の会場（予定）

両ワークショップの詳細事項等はホームページ（下記 QRコードからアクセス）上の募集要項をご覧ください。「こんなアイデアがあります!」「こんなことはできますか?」といったお問い合わせでも結構です。ぜひ学会事務局へご連絡ください。

第8回アジア太平洋作業療法学会 (APOTC2024)

運営事務局

E-mail: apotc2024@c-linkage.co.jp



● APOTC2024 ホームページはこちら

養成教育における MTDLP 教育の取り組み

MTDLP 教育推進班では、主に以下 1)～3)の取り組みを通し、養成教育（学内教育・臨床実習・卒後教育への移行）における MTDLP 教育を推進しています。

1) 重点課題研修「MTDLP 教員研修」「教員と臨床実習指導者のための MTDLP 教育法研修」の開催

「MTDLP 教員研修」は、教員の MTDLP の講義・演習力を高める目的で行われている研修です。2015 年、全国 4 会場にて、すべての学校養成施設で卒前教育のなかで MTDLP を教授するために行われた教員研修を引き継ぎ、2021 年度から新しい研修として始まりました。MTDLP を教育する全ての教員に受講をお勧めします。

「教員と臨床実習指導者のための MTDLP 教育法研修」は、作業療法教育ツールとしての MTDLP について理解を深め、活用方法の工夫を知ることを目的として開催しています。精神科領域や小児期領域で教育に取り入れる方法、学内教育や実習指導や卒後教育での活用方法まで網羅しています。

2) MTDLP 推進協力校・強化校の認定や連絡会（年 4 回）における情報ネットワークの充実化

2016 年より推進協力校の認定が始まり、2020 年に規程を改定しました。2022 年度 9 月時点での推進協力校は、全国 25 校 26 課程となりました。2021 年に実施した調査では、回答のあった 120 校中 60%が今後申請する予定あるいは検討段階であると回答していました。

推進協力校連絡会は年 4 回開催し、これまでで 60 校以上の学校養成施設教員に参加していただいております。この連絡会では、① 1 年次からの教育が効果的であること、② 実習施設への働きかけ方にコツがあること、③ 臨床家や地域高齢者、障害のある当事者の協力を得た演習等が行われていること、④ 考える力を深める問題基盤型学習形式での演習方法等が議論されています。今後も、オブザーバー参加を募集する回もあるのでご参加ください。

3) 『MTDLP 臨床実習ガイド』を 2022 年度内に発行予定

『作業療法臨床実習の手引き』（2022 年度発行）や『臨

床実習実践講習会の手引き』（2023 年度発行予定）といった手引きに加えて、本班でも現在『MTDLP 臨床実習ガイド』を編集作業中で、もう少しで皆様にご覧いただけるように準備しています。これまでの 1)の研修での成果や、推進協力校・強化校での経験や、臨床実習で活用している指導者の知見を盛り込んでおり、臨床実習指導者にも教員にも活用していただける内容となっています。

次に、特筆すべき取り組みを行っている 4 つの学校養成施設から、1) 教授方針、2) 学内教育での伝え方、3) 臨床実習へのつなげ方を紹介していただきます。なお、これらの教育の取り組みをさらに詳しく知りたい方は、1)の重点課題研修にぜひご参加ください。

藍野大学医療保健学部作業療法学科

真下 いずみ

1. 方針

本学では学科教員 12 名中 9 名（75%）が MTDLP 研修を修了しています。4 年間を通してさまざまな科目で反復学習できるようにカリキュラム編成し、体系的な学びを提供する方針です。

2. 学内教育での伝え方

1 年次は作業の意味、ICF モデル等の基礎知識を教授したうえで MTDLP 概論を講義しています。2 年次は聞き取りのロールプレイです。この際、臨床場面での回答例（「何もしたくない」等の事例）を示して実践的に練習します。次に各領域で事例学習を行い、グループワークを通して MTDLP シートを作成します。3 年次は、地域での実践例を提示したうえでの多職種連携プランの作成です。さらに MTDLP 事例論文を抄読してもらい、クライアントの物語を知ることによって作業に焦点を当てる意義を伝えています。

3. 臨床実習へのつなげ方

MTDLP を実習に活用すれば、作業に焦点を当てたトップダウンアプローチや共同意思決定がもれなく実施できま

す。教育内容を実習につなげるためには、実習レジュメとMTDLPシートの一元化を図ることが有用だと考えています。

関西総合リハビリテーション専門学校作業療法学科

北岡 裕也

1. 方針

本校では、1年生で「聞き取り」、2年生で「アセスメント」、3年生で「MTDLPシート全体を活用」といった段階に分けた指導を行い、総合臨床実習で全学生がMTDLPを活用できることを目標としています。

2. 学内教育での伝え方

生活行為を聞き取る重要性とともに、MTDLPシートとICFシートの双方を活用することでトップダウンとボトムアップの違いを理解できるよう学生に伝えています。また、さまざまな分野の事例を用いて、生活行為アセスメント演習シートの作成に比重を置いた指導を行っています。

3. 臨床実習へのつなげ方

指導者や学生の習熟度で差が生まれないようにMTDLPシートを作成する前に必ずICFシートを活用し、指導者と共有しています。また、対象者によっては学生のみでの聞き取りでは漠然とした目標設定になるため、具体的な生活行為目標の聞き取り方や多職種協働でのリハビリテーション目標等を臨床実習指導者と教員・学生間で共有することが臨床実習でシートを活用するポイントとなります。

岡山医療専門職大学健康科学部作業療法学科

十河 正樹

1. 方針

作業の重要性について理解し、MTDLPを用いて対象者の重要な活動や参加に焦点を当てたアプローチ方法を身につけます。

2. 学内教育での伝え方

段階的にMTDLPの背景や作業療法の考え方を学び、作業に関する理論・評価・分析方法についての理解を深めています。また、対象者から重要な作業を聞き取るコミュ

ニケーション力を養うことを目的として、地域のサロンへ参加対象者のこれまでの人生・文脈について聞き取りを行います。次に、現在の地域生活における重要な意味ある作業についての聞き取りを実施。徐々に学生は、作業の視点から生活を捉えることが可能となっています。地域での実践を通じて理論と実習を架橋し、MTDLPの理解を深めています。

3. 臨床実習へのつなげ方

実習指導者会議にて、MTDLPシートを用いて対象者の情報を整理し、活用することを周知しています。また、同シートは、学生が包括的に対象者を捉えていくツールとなることを伝えています。

札幌医科大学保健医療学部作業療法学科

坂上 真理

1. 方針

本学では、以前より、高齢障害者を対象とした生活行為の聞き取り演習を行ってきました。その演習で明らかとなった学生の課題から、対象者固有の生活行為を捉える能力を養うことを方針にしてMTDLP教育を進めています。

2. 学内教育での伝え方

学内教育ではMTDLPを教授する前に、生活行為の特性や作業療法が扱う生活行為の範囲を作業療法理論の学習と併せて伝えています。さらに、対象者の生活行為の特徴やその意味を詳細に捉えることを学ぶため、映画を教材にして登場人物の生活行為を分析するグループワークを行います。これにより、MTDLP演習で具体的な生活行為の目標設定ができることを目標としています。

3. 臨床実習へのつなげ方

臨床実習に向けて、聞き取り演習で得た情報から対象者の作業ニーズをまとめる作業プロフィールの作成と生活行為の目標設定をグループ単位で行います。対象者を担当している作業療法士とその内容について話し合う機会を設け、目標設定する際の作業療法士の着眼点を学べるようにしています。



JDDnet 第 18 回年次大会開催 発達障害の概念整理と療育手帳が焦点に

一般社団法人日本発達障害ネットワーク (JDDnet) 第 18 回年次大会が、2022 年 12 月 4 日にオンラインで開催されました。

JDDnet は、発達障害にかかわる全国および地方の障害者団体や親の会、学会・研究会、職能団体等からなる組織です。本会も JDDnet の正会員団体として加盟しています。JDDnet 年次大会は、「障害について広く国民へ啓発、理解を促し、さらに発達障害児者とその家族や関係者、支援の専門家等に対して基礎および専門情報と最新の動向・知見を提供する」ことを目的に開催されるイベントで、第 18 回目となる今回は「発達障害を捉え直す—発達障害と知的障害の概念整理は、福祉・教育・雇用等の現場をどのように変える?—」をテーマに、大塚晃大会長 (JDDnet 副理事長/上智大学総合人間学部社会福祉学科特任教授) のもとで開催されました。

基調講演では、「知的障害の定義・判定の課題と発達障害」と題して、辻井正次氏 (JDDnet 理事/NPO 法人アスペ・エルデの会理事長) が登壇しました。辻井氏は、知的障害のある人を支援するために活用されている療育手帳制度の現状を確認しつつ、「知的障害」の定義が法的になされておらず、療育手帳制度も全国的な統一基準がないこと、発達障害を専門的に研究している研究者がまだ十分に多くないこと、そのため発達障害のある人が療育手帳制度に適合せず、適切な支援につながらないケースがあること等の課題を挙げました。さらに、文部科学省、厚生労働省、子ども家庭庁の管轄ごとに課題解決を求める提言を行いました。

基調講演を受けたシンポジウム 1 では、「発達障害を捉え直す—発達障害と知的障害の概念整理は、福祉・教育・雇用等の現場をどのように変える?—」と題して、厚生労働省より矢田貝泰之氏 (社会・援護局障害保健福祉部企画課課長)、文部科学省より山田泰造氏 (初等中等教育局特別支援教育課課長)、内閣官房子ども家庭庁設立準備室より山口正行氏 (内閣参事官) が登壇して、療育手帳制度、特別支援教育、子ども家庭庁および子ども基本法について解説しました。矢田貝氏は、療育手帳制度の課題を整理して、障害がありながらも支援につながらないケースに対して早期に対応することが重要だと強調しました。また、発達障害と知的障害の概念の統合に時間をかけるよりも、療育手帳制度の議論を優先し、早期に直接支援につなげる必要があると述べました。山田氏は、学び

の場の選択において知的障害の有無が重要なファクターになっていること、通級指導では障害特性に応じた対応が求められるという現状を述べ、教員の専門性向上、教育と福祉の連携強化が必要であるとしました。山口氏は、子ども基本法が 2023 年 4 月に施行し、子ども大綱・子ども白書の制定に取り組んでいくこと、厚生省・文科省との住み分けを整理していることを報告。加えて、今後懸念される課題として成人の障害者と障害児とで支援が分かれてしまうことを挙げ、両社への支援を統一し、迅速かつ継続的なものにしていく必要があると指摘しました。

医療功労賞・地方表彰 作業療法士らが受賞

第 51 回医療功労賞の地方表彰者が、昨年 12 月 27 日に決定しました。地方表彰の東北ブロックにて、福島県の岡本宏二氏 (会員番号: 2910) が受賞者の 1 人に選ばれました。

岡本さんの受賞理由は、乳幼児健診や幼稚園・保育園・学校支援等の小児地域支援、東日本大震災の被災地支援として始めた「障害児とご家族のための遊びの会」等の活動が評価されたとのことです。今年 1 月 16 日に東北厚生労働局にて東北ブロックの表彰式典が行われました。

医療功労賞は、長年にわたり地域の医療や福祉の充実・発展に貢献した医療福祉関係者を顕彰するもの。全国 8 ブロックから 1~7 名程度の受賞者が選定され、東北ブロックでは岡本氏を含め、医師、助産師の 3 名が受賞しました。このうち 10 名の中央表彰者が選ばれます。中央表彰者は今年 3 月に決定する予定です。



医療功労賞東北ブロックの表彰式の記念写真
(写真中央が岡本氏)



事務局からのお知らせ

◎ 2022 年度会費が未納の方へ

「2022 年度会費納入について（最後のご案内）」ご納入のお願いと振込用紙をお送りしました

2021 年度会費をお振り込みいただけていない方に向け、最後のご案内として会費ご納入のお願い、および 2022 年度会費振込用紙をお送りしました。当年度末（2023 年 3 月 31 日）までに会費が未納の会員は会員資格を喪失します。ご案内がお手元に届いた方はお早目に 2022 年度会費をお振り込みください。会費納入について不明な点がございましたら、協会事務局（kaihi@jaot.or.jp）までお問い合わせください。

◎ご自身の登録情報が最新かどうかをご確認ください！

協会に登録している勤務施設は現在の職場でしょうか。協会より会員所属施設宛に配達物等をお送りすると、既に退職済みとのことで返送されてくる場合があります。また、発送先を自宅宛とご指定いただいている場合、勤務施設に関する情報が更新されず、以前の勤務施設のままになっている場合があります。協会にご登録いただいている施設にその会員が所属しているものと判断しますので、ご自身の登録している勤務施設情報が最新であるかどうかを確認し、もし古い情報のままでしたら修正・更新をお願いいたします。

【登録情報の確認方法】

協会ホームページより、会員ポータルサイトにログインし、「各種手続き」>「登録情報変更」で登録情報の確認・修正が可能です。

※パスワードをお持ちでない方、忘失された方はパスワードを再発行することができます（協会ホームページ>会員ポータルサイト>パスワードを忘れた方はこちら）。

◎退会に関するご案内

2022 年度をもって協会を任意退会される場合、2022 年度会費のご納入と協会所定の退会届のご提出が必要となります。用紙は協会事務局（kaihi@jaot.or.jp）までご請求ください。退会届のご提出締切は 2023 年 3 月 31 日となりますので、退会を検討されている方はお早目にご連絡ください。

なお、退会届をご提出いただくほか、当年度末（2023 年 3 月 31 日）までに 2022 年度会費もご納入いただく必要があります。ご納入いただけない場合は、正規の退会手続き（任意退会）とはならず、定款第 7 条に規定された会費納入義務の不履行による「会員資格喪失」となり、再入会時など後々不利益を生じる可能性がありますのでご注意ください。

◎休会に関するご案内

1 月 31 日をもって 2023 年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）休会の受付は終了しました。



2023 年度課題研究助成制度 助成研究決定

2023 年度課題研究助成について、2022 年 8 月 1 日から 9 月 2 日までの応募期間に 14 題（研究Ⅰ：8 題、研究Ⅱ：6 題）の応募があり、2022 年 10 月 16 日に開催した課題研究審査会、2022 年 11 月 7 日に開催した二次審査会（研究Ⅰ）を通して以下の 3 題（研究Ⅰ：1 題、研究Ⅱ：2 題）の研究を助成推薦研究として決定しました。採択率は 21.4%（研究Ⅰ：16.6%、研究Ⅱ：

25%）でした。

本制度における研究成果は、日本作業療法学会における発表や学術誌『作業療法』等への投稿論文として会員に公表される予定であり、わが国における作業療法の学術的基盤を強化し、実践技術の資質向上を促進することが期待されています。

2023 年度課題研究助成制度助成研究

研究種目	研究課題名	申請者 (研究代表者)	所属	助成金額 (円)
Ⅰ	精神疾患を有する方の感覚処理障害に対する Sensory Room を用いた感覚調整療法の有用性の検証：単盲検ランダム化比較試験	入江 啓輔	京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系専攻	1 年目：1,590,000 2 年目：400,000 計：1,990,000
	研究の概要：本研究の独自性は、自律神経機能や脳波といった生理学的指標や認知機能の変化によって精神疾患を有する方に対する Sensory Room の治療的効果を示すところにある。Sensory Room の有用性を客観的指標と認知機能向上によって示すことは、今後の精神科作業療法における新たな治療法の提案や将来的な精神疾患を有する方の社会参加促進に伴う労働生産性の向上に貢献すると考える。また、本研究において Sensory Room の有用性を示したうえで、集団 OT 前のコンディショニング、集団 OT 中の休息、集団 OT 後のリカバリーといったフェーズに分けた使用方法を検討することによって、将来的には Sensory Room を用いた介入方法の国内医療機関での普及および個別作業療法の診療報酬化に貢献できる根拠資料となることも期待される。			
Ⅱ	橈骨遠位端骨折後の YouTube を使用した自主練習プログラムの有効性の検証	久木崎 航	医療法人幸仁会飯田病院 ハンドセラピー室 鹿児島大学大学院保健学研究科保健 学領域作業療法学分野博士前期課程	単年：296,000 計：296,000
	研究の概要：橈骨遠位端骨折後のリハビリテーションの多くは、外来診療で展開され、1 回あたりの診療時間が短時間かつ実施頻度にも制限があるため、作業療法士が直接的に介入する以外の自主練習の効果的な方法論の確立が重要となる。先行研究においても、対象者が自宅で単独で実施する自主練習プログラムの有効性は報告されているため、IoT 技術 (YouTube) を併用することで、対象者のさらなる理解が得られやすくなり、自主練習に関するアドヒアランスの向上に寄与すると考えられる。また、自主練習動画にはリハビリテーションプロトコルに準じた日常生活場面における患側上肢の使用の促進も含んでおり、単純な機能障害の改善だけでなく、患側上肢の主體的な使用行動の強化による、生活行為の満足度の向上にもつながると考える。			
Ⅱ	脳卒中麻痺側上肢で行う生活動作における新しい目標設定支援システム (e-ASUHS) の構築	松岡 耕史	多摩丘陵病院	単年：280,000 計：280,000
	研究の概要：本研究では多施設共同にて上肢機能に適した生活動作の遂行段階の評価尺度である Activities Specific Upper-Extremity Hemiparesis Scale (ASUHS) を基盤とした目標設定支援システム β 版 (e-ASUHS β) を用いて麻痺側上肢による生活動作遂行の予測モデルを算出する。予測モデルを実装した e-ASUHS を構築することにより、回復期リハビリテーション病棟における脳卒中患者への患者の共同意思決定 (SDM) を反映した作業療法実践に寄与する。脳卒中発症後に高頻度で併発する抑うつ状態や QOL の低下は大きな課題となっている。本研究において、e-ASUHS β を用いて SDM を促進した脳卒中患者の麻痺側上肢へのリハビリテーション介入が抑うつ状態や QOL を改善させることが明らかになることで、脳卒中患者の QOL の向上に寄与すると考える。			

2023 年度課題研究助成制度

課題研究審査会・課題研究倫理審査会

委員 石井 大典 (茨城県立医療大学)
委員 磯 直樹 (東京家政大学)
委員 泉 良太 (聖隷クリストファー大学)
委員 北上 守俊 (新潟医療福祉大学)
委員 木下 亮平 (大阪人間科学大学)

委員 佐賀里 昭 (信州大学)
委員 佐野 哲也 (聖隷クリストファー大学)
委員 中島 そのみ (札幌医科大学)
委員 東 登志夫 (長崎大学)
(五十音順、敬称略)



2022年度第5回定例理事会 抄録

日時：2022年12月17日（土）13：02～18：15

方法：ZoomシステムによるWeb会議

出席：中村（会長）、香山、山本（副会長）、宇田、大庭、酒井、清水、関本、三澤（一）、三沢（幸）、村井（常務理事）、池田、岡本（佳）、小林、佐藤、高島（千）、竹中、谷川、早坂（理事）、岩瀬、澤、長尾（監事）

陪席：伊藤、藤田（委員長）、小賀野（担当）、宮井、岩花、庄司、杉田、高島（紀）、茂木、谷津（事務局）、安藤（辻・本郷税理士法人）

I. 報告事項

1. 議事録

- 1) 2022年度第4回定例理事会（10月15日） 書面報告
- 2) 2022年度第7回常務理事会（10月15日） 書面報告
- 3) 2022年度第8回常務理事会（11月19日） 書面報告

2. 監査報告

- 1) 2022年度上半期の監査報告（①理事の職務執行、②事業報告、③システム運用状況、④会計）（長尾監事）
財政状態および収支状況は適正に表示されている。

3. 会長専決事項

- 1) 正会員の入退会について 書面報告
- 2) 賛助会員の入退会について 書面報告
- 3) 令和4年8月豪雨災害による被災会員の会費免除について 書面報告
- 4) 2023年度課題研究助成制度審査結果および助成研究の推薦について 書面報告
- 5) 2022年度第2回臨床実習指導施設認定審査結果について 書面報告
- 6) 2022年度第2回臨床実習指導者実践研修制度審査結果について 書面報告
- 7) 2022年度第2回認定作業療法士資格認定・更新審査並びに取得研修の水準審査結果について 書面報告
- 8) 2022年度第1回専門作業療法士審査結果について 書面報告
- 9) インドネシア地震に対するインドネシア作業療法士協会への支援金の支出について（大庭常務理事・国際部長）11月21日にインドネシアで地震が発生したことに対し、インドネシア作業療法士協会にお見舞いのメールと30万円の支援金を送った。

4. 総務関連

- 1) 2023年の選挙関連の予定について（香山副会長・事務局局長、伊藤選挙管理委員長）2023年に予定されている役員選挙と代議員選挙の日程と受付方法を検討した。
- 2) 学校養成施設別入会率（2022年10月31日現在）について 書面報告
- 3) 今後のシステム開発について（香山副会長・事務局局長、宮井事務局長）論理設計工程が遅延しているが、費用は

変更しない。全体スケジュールへの影響は検討中である。

- 4) COVID-19影響下での対面による協会事業・会議の開催基準等の改定について（山本副会長）Ver.6を作成し、既に施行されている。

- 5) 叙勲受章記念企画「作業療法の基礎固めに尽力された4人の受章者に聞く」について（香山副会長・事務局局長）杉原先生の申し出により、来年1月中旬に、叙勲受章記念企画「作業療法の基礎固めに尽力された4人の受章者に聞く」をZoomで行う。

5. 財務関連

- 1) 2022年10月期の収支状況について（含「月別入会者数」） 書面報告

6. 教育関連

- 1) 認定作業療法士制度における他団体・学会等の認定資格（リンパ浮腫保険診療士）の追加について 書面報告

7. 制度対策関連

- 1) 介護保険領域の課題検討のための意見交換会の開催について（村井常務理事・制度対策部副部長）来年1月末から2月にかけて「介護保険領域の課題検討のための意見交換会」をZoomで行うので、理事の皆様にもぜひ参加してほしい。

8. 広報関連

- 1) 協会Webサイトのアクセスログ（2022年10・11月期） 書面報告

9. 国際関連

- 1) 2021年度海外研修助成制度採択者（5名）の最終報告について 書面報告
- 2) 2022年度アジア作業療法士協会交流会準備会開催報告と2023年度以降の交流会について 書面報告
- 3) 2023年度開催第57回日本作業療法学会国際企画プログラム企画案について 書面報告
- 4) 第3回日本・台湾ジョイントシンポジウム、ビジネスミーティングおよび学術協定締結式について 書面報告

10. 活動報告

- 1) 令和4年度老人保健健康増進等事業の中間報告
①訪問による効果的な認知症リハビリテーションの実施プロトコルの開発研究（村井常務理事）11月11日

に第1回検討委員会を開催し、今年度のプロトコルの案を作成した。

②介護保険における福祉用具の範囲・種目拡充等に関する提案・評価検討のあり方の調査研究 書面報告

- 2) 健康日本21次期プランの目標案について(香山副会長・事務局長) 令和6年度から開始予定の次期国民健康づくり運動プランについて第3回・4回の策定委員会では、心の領域の項目が複数削除されている。各職能団体とともに意見表明を行う予定である。
 - 3) 会長および業務執行理事の職務執行状況報告 書面報告
 - 4) 渉外活動報告 書面報告
 - 5) 他組織・団体等の協会代表委員(2022年12月三役会までに追加・変更・継続等の連絡があったもの) 書面報告
 - 6) 協会各部署の2022年10・11月期活動報告 書面報告
 - 7) 日本作業療法士連盟活動報告 書面報告
 - 8) 訪問リハビリテーション振興財団/訪問リハビリテーション振興委員会報告 書面報告
11. その他

II. 決議事項

1. 第四次作業療法5ヵ年戦略(2023~2027)について(香山副会長・事務局長) 具体的取組の目標が空欄の箇所は、三役が関係部署と調整し目標を記入する。それを前提に最終案として承認願いたい。 →承認
2. 2023年度重点活動項目について(香山副会長・事務局長) 前文を入れた最終案を上程する。前文を確認のうえ、承認願いたい。 →承認
3. 謝金規程(改定案)と今後の課題について(香山副会長・事務局長) 謝金等の増額について、本会事業の現状を踏まえた謝金規程の最終改定案を上程する。課題は今後、継続的に検討、審議していく。 →承認
4. 教育部の認定資格の協会ホームページ掲載について(三澤(一)常務理事・教育部長) 掲載に関する現状に即した整理として、個人情報保護の観点、掲載目的・効果を考慮して教育部案を上程する。 →承認
5. 生涯教育制度改定2023(5G)(案)について(三澤(一)常務理事・教育部長) 5年ごとの改正に向けて改正内容を検討してきた。現段階における検討結果として承認願いたい。 →承認
6. 重点課題研修「運転と地域での移動手段に関する研修会」への受講証明書の発行について(三澤(一)常務理事・教育部長、竹中理事・教育部副部長・運転と作業療法担当、藤田運転と作業療法特設委員会委員長) 掲題の件、およ

び今後の運転に関する系統的教育の制度案とその修了者への証明書の発行について承認願いたい。同証明書の名称案は2月理事会に提案する。 →承認

7. 訪問リハビリテーションステーションに関する検討について(関本常務理事・制度対策部副部長) 令和6年度報酬改定に向けた対応方針、訪問リハビリテーションステーションに関する基本方針について、寄せられた意見を踏まえてさらに整理し、2月理事会に提案する。 →継続審議
 8. 女性会員の参画促進事業:準備行動案の遂行状況と今後の計画について(宇田常務理事・女性会員の参画促進事業担当) クォータ制を、資料40-01記載のスケジュールで導入したい。 →承認
併せて、男女共同参画のスローガン、ロゴマークの作成、各部・委員会の取り組み、それら取り組みの今後の管理のあり方を三役会で検討すること、どこの部・委員会にも属さない活動は会員管理課で担うことを確認した。
 9. 協会及び士会48団体連携協議会(通称:よんぱち)規約の最終案について(宇田常務理事・47都道府県委員会委員長) →承認
 10. 定期刊行物の発送事故とそれに伴う役員報酬・管理職員賞与の減額処分について(中村会長、香山副会長・事務局長) 事故に対する責任として会長の役員報酬を減額する。 →承認
11. その他

III. 審議事項

1. 2023年度予算案について(香山副会長・事務局長、岡本(佳)理事・事務局次長(財務担当)) 収支差額は、10月理事会時点でマイナス5,700万円強だったが、本日時点でマイナス301万3,600円となった。再調整を行い、2月理事会で最終提案したい。
2. 第57回日本作業療法学会(沖縄)開催形態および予算案について(清水常務理事・学術部副部長) 2月理事会に再上程する。
3. 2023年度からの協会組織体制について(香山副会長・事務局長) 委員会は、理事会の諮問機関として設置される。各部から挙げられた多数の委員会は、その設置を理事会で検討する必要がある。その検討のスケジュール案を1月三役会で検討し、提示したい。
4. 在宅ケアもの・こと・思い研究所の扱いについて(中村会長) 2月理事会に再上程する。
5. その他



各部の動き

教育部

●各種審査活動について

教育関連審査委員会では、2022年度の主要活動であるWFOT 学校養成施設認定審査、専門作業療法士認定審査（2回実施）、認定作業療法士認定審査（3回実施）、臨床実習指導施設認定審査（3回実施）、MTDLP 推進協力校認定審査（2回実施）、臨床実習指導者実践研修審査（3回実施）を、各制度規程に沿って粛々と行ってきました。今年度もCOVID-19の影響により活動の大半が不慣れなWeb審査、あるいは郵送での審査に終始しましたが、当初計画の通り理事会承認をもって今年度の審査活動を終了する予定としています。

●今年度の専門作業療法士・認定作業療法士試験について

本委員会では各審査活動のほかに、認定作業療法士や専門作業療法士資格試験の問題作成および試験実施等の運用・管

理を担当する資格認定審査班が活動しています。今回この班が担当する専門作業療法士資格認定審査（試験）と認定作業療法士取得臨床実践能力試験はオンライン試験ではなく、従来の集合対面形式とすることが決まりました。感染予防対策を徹底するとともに、受験者への注意事項および試験会場の感染予防対策を行いながらの実施となります。試験日は、2月11日が専門作業療法士資格認定審査（試験）、2月12日が臨床実践能力試験、会場は東京文具協和会館です。受験者には既に受験票が送付され、併せて受験に対する心得や感染予防対策に関する注意事項が案内されています。

主要な審査・試験が集中する1～3月ですが、1人でも、1校でも多くの合格が報告できるよう公平・公正・平等を心がけ、委員会を挙げて最終活動に取り組んでいます。

学術部

●組織的学術研究体制について協会ホームページで情報公開

「組織的学術研究体制の整備に関する事業」の情報を協会ホームページに掲載しました。身体障害、精神障害、発達障害、老年分野の各領域において、本会がどのような研究を進めているのかご確認いただけます。また、これらの情報は今後も適時更新していく予定ですので、ぜひご参照ください。

●第57回日本作業療法学会について

第57回日本作業療法学会（沖縄）の準備が進んでいます。例年とは異なり、開催日が11月10日～12日となっています。昨年京都で開催された第56回学会同様、開催の形式は、現地開催とライブ配信およびオンデマンド配信です。初めて沖縄で開かれる学会でもありますので、ぜひとも現地に足を運んでさまざまな講演や発表にご参加ください。

●LGBT+ガイドライン作成に向けた調査の御礼

LGBT+のガイドラインを作成するため、学校養成施設に勤務する会員、学校養成施設情報責任者、学校養成施設に在学する3年生、広く作業療法士の方々に向けそれぞれアンケートを行いました。アンケートにご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。



組織的学術研究体制の整備に関する事業ページはこちら



第57回日本作業療法学会ホームページはこちら

広報部

高校生向けの作業療法士職業紹介資料を作成しています。この資料は、説明スライドと既存の映像作品『作業療法との出会い～その取り組みと姿を追う』を使って、30分程度で職業説明ができるようなものになる予定です。高校生に興味をもって聞いてもらえるように、導入で学生たちが1日で行うであろう作業を思い出してもらいながら、「今まで当たり前に行っていたことができなくなってしまったら……」と投げかけ、作業療法の意義、作

業療法士の支援や活躍する場所を説明します。取り上げる事例も高校生が身近に感じられるように子どもの事例を取り上げる予定です。また、実際に使う人が自分の活動も加えて話せるようなフォーマットも用意します。完成後は会員の方にダウンロードしていただけるよう準備中です。4月頃の完成を目指していますので、今しばらくお待ちください。

制度対策部

制度対策部では、2019年度に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方の検討を開始したことを契機に、2020年度より全国の精神科に勤務する作業療法士を対象に、精神科作業療法の現状と課題についての意見交換会を開催しています。

この意見交換会を今年度は3月4日にWeb開催します(参加費無料)。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・

障害保健課長の林修一郎氏による今回の精神保健福祉法改正の経緯と今後についての講演に加え2022年度精神科における作業療法実態調査結果報告やグループディスカッションを予定しています。精神科に携わる多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。参加申込は協会ホームページの会員向け情報「協会からのお知らせ」をご覧ください。

倫理委員会

今まで協会ホームページでは倫理問題事案の相談や受付をメインとしたご案内をしていましたが、倫理問題が起こる前の予防啓発や国の動き等、倫理に関する情報を幅広く会員の皆様にお知らせできるよう、「倫理関連情報」としてページを改編しました。今後も随時新しい資料を掲載していきますので、ご活用ください。

また、上記「倫理関連情報」内に職業倫理指針を掲載していますが、倫理委員会では現在指針の見直しを進めています。日々作業療法を取り巻く環境が変化していることに加え、以前お伝えしたようなSNSトラブル等、指針を示すべき新たな項目が

増えてきています。現状を踏まえて時代の変化と作業療法の新定義に沿った内容をお示しできるよう検討を行っていきます。



倫理関連情報ページはこちら

MTDLP室

2022年12月時点で、生活行為向上マネジメント研修制度の基礎研修履修者は28,368人、実践報告研修(研修修了者)は5,550人、指導者は241人になりました。また、MTDLP指導者に期待する役割と機能を明らかにした「生活行為向上マネジメント指導者の定義と運用」を基に、2022年1月にMTDLP指導者登録の可否についてのアンケートを行い、都道府県作業療法士会事務局へ指導者名簿を送付しました。この名簿は毎年更新していくこととしています。ぜひMTDLPに関する研修講師や活動の人材としてご活用いただきたいと考えています。

なお、MTDLP指導者名簿の登録者は185人で、専門分野の内訳として身体障害128人、精神障害10人、発達障害6人、老年期障害98人となっています(重複選択)。また、同アンケートでは、フォローアップ体制の要望として、MTDLPに関する講義(75%)、指導者間の情報交換の場(66%)、指導者間での事例検討会の開催(42%)が挙げられ、簡易な事例報告システムへ協力が可能(22%)との回答を得ています。引き続き、MTDLP室では指導者の育成や現場のMTDLP実践の支援を継続していきます。



2022年度 協会主催研修会案内

開催が決定しているもの、調整中のものを下記に記載いたします。状況により変更があることもご承知おきください。最新情報はホームページをご確認ください。

*は新規掲載、もしくは情報が更新されたものです。

専門作業療法士取得研修		
講座名	日程(予定を含む)	定員数
基礎研修: 受講要件はありません。臨床経験や認定取得状況にかかわらず、入会后臨床1年目から受講可能です(高次脳機能障害は除く)。		
脳血管障害 基礎Ⅰ	調整中	40名

生涯教育講座案内【都道府県作業療法士会】

現職者選択研修						
講座名	日程	主催県士会	会場	参加費	定員	詳細・問い合わせ先
発達障害	2023年2月23日(木)	神奈川県	Web開催	4,000円	80名	詳細は、各都道府県作業療法士会ホームページをご参照ください。
* 老年期	2023年2月25日(土)	愛知県	Web開催	4,000円	40名	
* 身体障害	2023年2月26日(日)	岐阜県	Web開催	4,000円	40名	

※現職者選択研修の受講には、日本作業療法士協会への入会とともに、各都道府県士会への入会も必要です。所属士会以外で受講される場合には、開催士会から所属士会へ入会状況の確認をさせていただくことがありますので、ご了承のうえ、お申込みください。

■ 詳細は、日本作業療法士協会のホームページをご覧ください。

■ 協会主催研修会の問い合わせ先 電話：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872 E-mail：ot-kenshu@jaot.or.jp

催物・企画案内

心理オフィスK オンラインセミナー

テーマ：死と生に向き合う心理臨床

日 時：2023. 3/5(日) Web開催

お問合せ：詳細は下記のURLをご覧ください。
<https://s-office-k.com/professional/seminar/semi-death-life>

参加費：5,800円

メンタルヘルスの集い(第37回 日本精神保健会議)

テーマ：情報とメンタルヘルス
 ～SNSの負の側面と適切な利用を考える～

日 時：2023. 3/4(土)

会 場：有楽町朝日ホール

お問合せ：詳細は下記のURLをご覧ください。
<https://www.jamh.gr.jp/>

第10回 慢性期リハビリテーション学会

テーマ：地域包括ケアを推進する力の結集
 ～その人らしい生活を支えるために～

日 時：2023. 3/9(木)・10(金)

会 場：出島メッセ長崎

お問合せ：詳細は下記のURLをご覧ください。
<https://www.gakkai.co.jp/manseikirih10/>

第201回 国治研セミナー

テーマ：生活とコミュニケーション能力を高める包括的支援

日 時：2023. 3/11(土) オンライン開催

お問合せ：詳細は下記のURLをご覧ください。
<https://childlife.gr.jp/education/>

参加費：4,000円

2022年度リハビリテーションリサーチメソッド研究会主催 統計・研究法講習会

日 時：2023. 3/18(土)・19(日) オンライン開催

お問合せ：詳細は下記URLをご覧ください。
<http://rehabilitation-method-kenkyukai.kenkyuukai.jp/>

参加費：12,000円

定 員：30名(職種不問)

第9回 福井県作業療法学会

テーマ：新たな生活様式の開拓～未来を支える作業療法～

日 時：2023. 3/19(日) オンライン開催

お問合せ：詳細は下記のURLをご覧ください。
<https://www.fuku-fuku-ot.jp/>



第 28 回 3 学会合同呼吸療法認定士認定講習会および 認定試験のお知らせ

3学会（一般社団法人 日本胸部外科学会、一般社団法人 日本呼吸器学会、公益社団法人 日本麻酔科学会）合同呼吸療法認定士認定委員会は、学会認定制度による「3学会合同呼吸療法認定士」の認定を行うため、標記認定講習会および認定試験を下記の通り実施します。

◆認定講習会について◆

受講資格：次の 1)、2) とともに満たすこと

- 1) いずれかの免許および実務経験年数を有する者（実務経験は免許登録日以降、申請書類提出日までとする）。
 - a) 臨床工学技士……………経験 2 年以上
 - b) 看護師……………経験 2 年以上
 - c) 准看護師……………経験 3 年以上
 - d) 理学療法士……………経験 2 年以上
 - e) 作業療法士……………経験 2 年以上
- 2) 受講申し込み時から過去 5 年以内に、認定委員会が認める学会や講習会などに出席し、12.5 点以上の点数を取得している者（その受講証および修了証の写しを受講申し込み時に添付すること）。

*認定委員会が認める学会および講習会は下記のホームページ上で確認してください。

<https://www.jaame.or.jp/iryoko/point.html>

（各学会や講習会主催者へは開催時期、申し込み方法以外の問い合わせはしないでください。）

◆認定試験について◆

受験資格：

- 1) 第 28 回認定講習会を受講した者
- 2) 第 28 回認定講習会受講免除者

認定講習会の受講年度	受講免除申請できる認定試験
第 27 回（2022 年）～第 25 回（2020 年）	第 28 回（2023 年）認定試験を受講免除者として申請できます。
第 24 回（2019 年）受講済みで特別措置の対象者	
【免除申込時に必要な書類等】	
・受講免除対象となる証明書類等（受講ログイン ID 等通知、受験票、試験結果通知書のいずれかのコピー）または、顔写真付き本人確認書類のコピー	
・戸籍抄本（過去申請時と氏名が異なる場合のみ）	

◆申し込みほか、詳細について◆

実施要領および申請書類の入手方法はホームページからのダウンロードのみです。郵送での請求対応、事務局での直接配布は行っておりません。**申請書類の作成にはメールアドレスの登録が必要です。**

第 28 回認定講習会および認定試験の詳細は、

2023 年 2 月 1 日（水）にホームページで公表予定です。

◆お問い合わせ◆

3学会合同呼吸療法認定士認定委員会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-34 本郷 MK ビル 2F 公益財団法人医療機器センター内

TEL 03-3813-8595 Email kokyu-m@jaame.or.jp

<https://www.jaame.or.jp/iryoko/point.html>

受付時間 10:00～12:00 および 13:00～17:00（土日、祝祭日を除く）





日本作業療法士連盟だより

連盟ホームページ▶<http://www.ot-renmei.jp/>

自分が育った町を リハビリで元気にしたい

河南町議会議員 河合 英紀



大阪府作業療法士会の南河内ブロック担当理事として南河内地域の市町村で介護予防・日常生活支援総合事業での作業療法士の営業に取り組み、地域ケア会議の出席、訪問型サービスC事業の参加に尽力している時、町会議員を目指すきっかけとなる出来事がありました。自分が生まれ育った河南町は新規の事業に取り組む姿勢が弱く、何度も町役場に行っては担当職員に事業の必要性を訴えていました。そんな時、「部長、町長からの許可が出ないのでやりたくてもできない」と本音を教えてくれました。どのようにすれば実現できるのかを担当職員と頭を悩ませていると、あちらから「議員になれば動かざるを得ない。先生が議員になってくださいよ」と冗談で言われました。その言葉がきっかけで、私は本気で議員になるためにはどうすれば良いのかを考えるようになりました。そして、2020年3月の補欠選挙に立候補し、町会議員になりました。

議員になってからは、通所型サービスB事業・通所型サービスC事業・訪問型サービスC事業を新たにス

タートできるようになりました。地域ケア会議等の質の向上にもつながってきたと思います。「いきいき百歳体操」の実施地域の拡大にも尽力しました。今では、河南町のほぼ全地区で実施されています。

当たり前ですが、議員ともなれば医療・介護・福祉分野の知識だけで職務を遂行することはできません。教育・産業・町財政等、専門外の分野についての勉強が必要です。住民の方からは毎日のように陳情があり、町と住民の間に立って日々奮闘しなければなりません。そして、町を良くするためには、何をしても予算が必要です。先輩議員からは「大阪府や国から予算を取ってくるのが議員の仕事だ」と教えられました。府議会議員・国会議員との人脈づくりや各省庁の官僚とのコミュニケーションといった努力をするように助言をされていますが、まだまだできていないのが現状です。議員の仕事は、本当に大変です。これからも、少しでも作業療法士の地位向上や作業療法の良さをアピールできるような議員を目指し、努力していきます。

医療福祉eチャンネルの単位認定番組

1 講座あたり1.5時間の単位認定



● 現職者共通研修

※日本作業療法士協会会員ポータルサイトに反映されます

- | | | |
|--------------------|------------------|------------------|
| 1. 作業療法生涯教育概論 | 4. 保健・医療・福祉・地域支援 | 7. 日本と世界の作業療法の動向 |
| 2. 作業療法における協業・後輩育成 | 5. 実践のための作業療法研究 | 8. 事例報告と事例研究 |
| 3. 職業倫理 | 6. 作業療法の可能性 | |

● 生活行為向上マネジメント [基礎編]

生活行為向上マネジメントマニュアルを用い、その概論、各種シートの使用方法を学びます。

医療福祉eチャンネル(<https://www.ch774.com/>)での単位認定には「履修登録」「受講管理料」が必要です。詳しくは「日本作業療法士協会の皆さまへ」(<https://www.ch774.com/pages/ot/>)をご覧ください。



編 集 後 記

1月20日に叙勲受章記念企画「作業療法の基礎固めに尽力された4人の受章者に聞く」と題し、協会推薦により叙勲受章された4名の作業療法士の方々にお話を伺いました。ライブ配信を見てくださった方も多いかと思います。お一人ずつ30分弱の時間でしたが、臨床・教育研究・協会活動で思い出に残るエピソードや苦労話、作業療法士として大切にしてきたこと、現役の会員や役員にぜひ伝えたいこと等を語っていただきました。今なお現役で作業療法士の養成に携わっておられる寺山先生と杉原先生、作業療法士は引退したとおっしゃりつつその眼差しにまさに作業療法が宿る鎌倉先生、精神科の作業療法を牽引する一方で地域活動もライフワークとして続けてこられた冨岡先生。この会のレポートは本誌でも改めて取り上げる予定ですが、アーカイブは会員ポータルサイトの「協会からのお知らせ」よりご覧いただけます。ぜひ、音声である語りを聞いてもらえたら。きっと心に響くものが見つかると思います。

(遠藤)

本誌に関するご意見、お問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。

E-mail kikanshi@jaot.or.jp

■ 2021年度の確定組織率

59.6% (会員数 62,148名 / 有資格者数 104,277名^{*})

^{*} 2022年度は会員数がまだ確定していないため組織率の算定ができません。当協会の最新の組織率としては、理事会の承認を得て確定した2021年度の会員数に基づくこの数値をご利用ください。

■ 2023年1月1日現在の作業療法士

有資格者数 108,885名^{*}

会員数 64,321名

社員数 248名

認定作業療法士数 1,309名

専門作業療法士数 (延べ人数) 117名

■ 2022年度の養成校数等

養成校数 204校 (211課程)

入学定員 7,919名

^{*} 有資格者数の数値は、過去の国家試験合格者数を単純に累計した数に、本会が把握し得た限りでの外国で取得した免許から日本国免許へ切り換えた者を加え、死亡退会者数(267名)を除いた数として示していますが、免許証の未登録、取り消し、本会が把握し得ない死亡その他の理由による消除の結果生じた減数分は算入されていません。

日本作業療法士協会誌 (毎月1回発行)

第131号 2023年2月15日発行

□広報部 機関誌編集委員会

委員長: 香山 明美

委 員: 関本 充史、岡本 宏二、磯野 弘司、野崎 智仁、

岡村 忠弘、米井 浩太郎、浅倉 恵子、山口 理貴

編集スタッフ: 宮井 恵次、遠藤 千冬、岩花 京太郎、大胡 陽子

制作・印刷: 株式会社サンワ

発行所 〒111-0042 東京都台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル

一般社団法人 日本作業療法士協会

TEL.03-5826-7871 FAX.03-5826-7872

■協会ホームページアドレス <https://www.jaot.or.jp/>

□求人広告: 1/4頁 1万3千円 (賛助会員は割引あり)



●協会ホームページに
機関誌の電子版を掲載しています

再開!

生涯教育手帳 移行申請

2023年2月28日 まで

●本誌第127号(2022年10月発行)～第130号(2023年1月発行)に掲載している、手帳移行申請に関する注意事項等について確認のうえ、手帳移行申請を行ってください。

問合せ先：日本作業療法士協会 教育部生涯教育委員会 ot-syougaiyouiku@jaot.or.jp



2023年2月15日発行 第131号